

## 【表紙】

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                           |
| 【提出先】      | 関東財務局長殿                           |
| 【提出日】      | 2019年4月19日提出                      |
| 【計算期間】     | 第21特定期間(自 2018年7月21日至 2019年1月21日) |
| 【ファンド名】    | グローバルＥＴＦオープン                      |
| 【発行者名】     | 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社                     |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 松田 通                        |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号                |
| 【事務連絡者氏名】  | 伊藤 晃                              |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号                |
| 【電話番号】     | 03-6250-4740                      |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                       |

## 第一部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

## １【ファンドの性格】

## （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、１兆円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉となる資産) |
|-----------|--------|------------------------|
| 単位型投信     | 国 内    | 株 式                    |
|           | 海 外    | 債 券                    |
| 追加型投信     |        | 不動産投信                  |
|           | 内 外    | その他資産                  |
|           |        | 資産複合                   |

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する商品分類の定義について

|           |                                                                             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 追加型<br>投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。                         |
| 内 外       | 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。                    |
| 資産複合      | 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産<br>(実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---------------------|------|--------|------|-------|
|---------------------|------|--------|------|-------|

|                                          |           |             |                      |               |
|------------------------------------------|-----------|-------------|----------------------|---------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                  | 年 1 回     | グローバル（日本含む） |                      |               |
|                                          | 年 2 回     | 日本          |                      |               |
|                                          |           | 北米          |                      |               |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性 | 年 4 回     | 欧州          | ファミリー<br>ファンド        | あり<br>（部分ヘッジ） |
|                                          | 年 6 回（隔月） | アジア         |                      |               |
|                                          | 年12回（毎月）  | オセアニア       |                      |               |
| 不動産投信                                    | 日々        | 中南米         | ファンド・<br>オブ・ファ<br>ンズ |               |
| その他資産（投資信託証券（株式・債券・コモディティ等））             | その他       | アフリカ        |                      | なし            |
|                                          |           | 中近東（中東）     |                      |               |
|                                          |           | エマージング      |                      |               |
| 資産複合                                     |           |             |                      |               |

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

#### 該当する属性区分の定義について

|                                   |                                                              |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| その他資産（投資信託証券（株式・債券・コモディティ等））      | 投資信託証券（ETF）を通じて、主として、株式、債券、コモディティ等に投資する。                     |
| 年 6 回（隔月）                         | 目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。                      |
| グローバル（日本含む）                       | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ                      | 「投資信託等の運用に関する規則 <sup>*1</sup> 」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。    |
| 為替ヘッジあり<br>（部分ヘッジ <sup>*2</sup> ） | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。      |

\* 1 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

\* 2 部分ヘッジ・・・目論見書又は投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

#### 〔ファンドの目的・特色〕

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**特色1** 世界各国の上場投資信託証券(ETF<sup>\*1</sup>)を主要投資対象とします。

- ◆ETFへの投資にあたっては、ブラックロック・インクが設定・運用するiシェアーズ<sup>®\*2</sup>を投資対象とします。
- ◆ETFの組入比率は、原則として高位を保ちます。



※1 【ETF】「Exchange Traded Fund」の略称で、世界各国の金融商品取引所に上場している投資信託を意味します。  
主に、国内外の株式・債券・コモディティ等に関する特定のインデックス等に連動することを目指して運用が行われています。  
※全てのETFがインデックス連動型ではありません。

※2 【iシェアーズ<sup>®</sup>(iShares<sup>®</sup>)】ブラックロック・インクが設定・運用するETFを含むインデックスファンドのブランド名です。

iShares<sup>®</sup>(iシェアーズ<sup>®</sup>)およびBlackRock<sup>®</sup>(ブラックロック<sup>®</sup>)はブラックロック・インクおよびその子会社(以下、ブラックロック)の登録商標です。  
三菱UFJ国際投信はブラックロックよりこの商標を使用する許諾を得ています。  
ブラックロックは、グローバルETFオープンについて出資、発行、保証、販売および販売の促進をするものではありません。またブラックロックは、ブラックロック・ジャパン株式会社が当ファンドの運用の受託者として行う業務に関するものを除き、グローバルETFオープンへの投資についてなんら意見を表明、あるいは保証するものではなく、グローバルETFオープンに係る業務、営業、トレーディングおよび販売に関して、一切責任を負うものではありません。

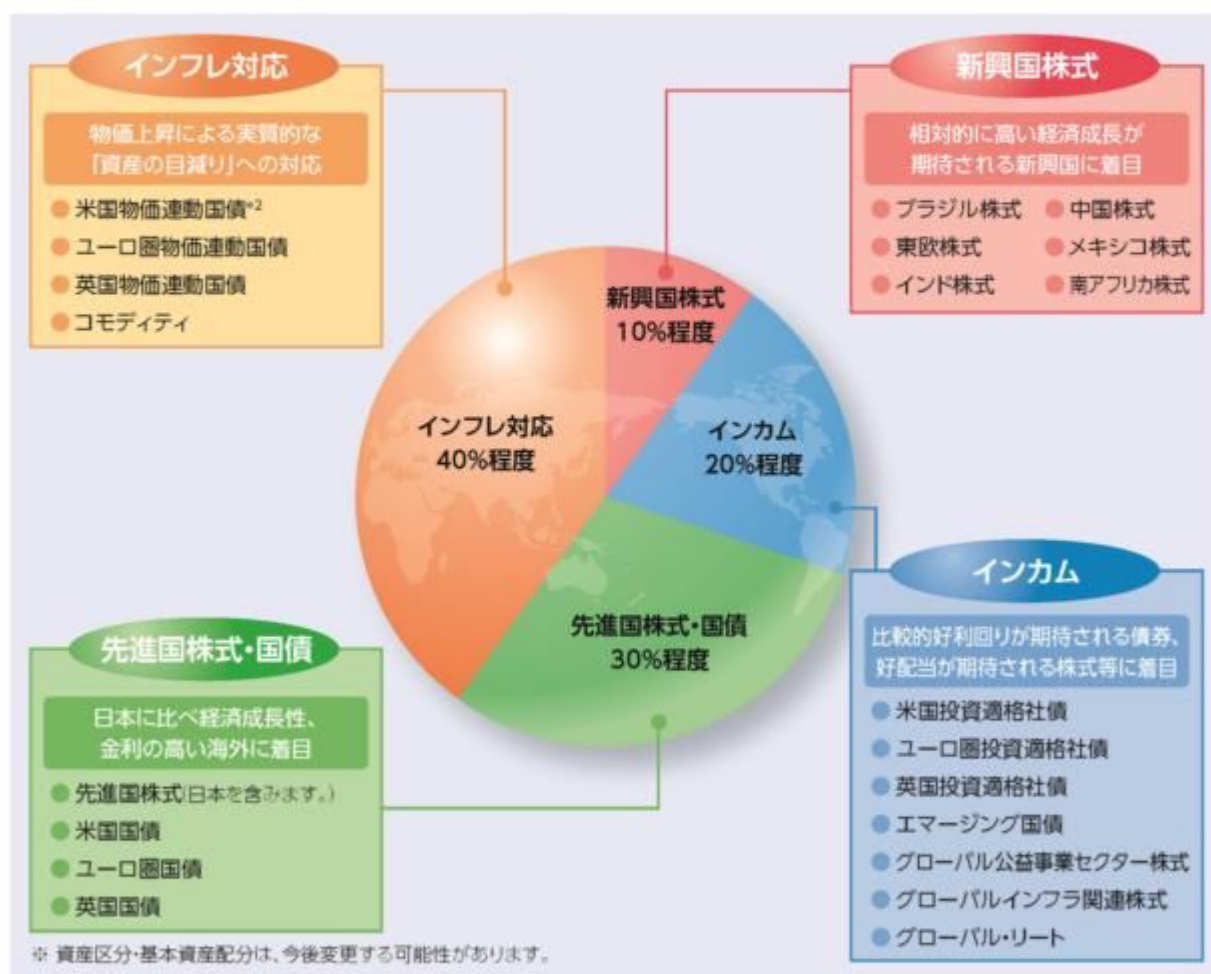
特色 2

ETFを通じて、世界各国の株式・債券・コモディティ\*1等へ実質的に分散投資を行います。

- ◆ 当面は、「新興国株式、インカム、先進国株式・国債、インフレ対応」の4つの資産区分を選定し、この投資目的に適したETFを組入れます。
- ◆ 当面の基本資産配分は、「新興国株式10%、インカム20%、先進国株式・国債30%、インフレ対応40%」程度とします。
- ◆ 配分比率は、組入れているETFの各ベンチマークのリスク・リターン特性や相関等を考慮し決定します。

※以下、当ファンドにおいて組入れているETFのことを「指定投資信託証券」といいます。

## ■ 資産区分・基本資産配分（2019年1月31日現在）



## ◆ 指定投資信託証券は、適宜見直しを行います。

※ 指定投資信託証券としているETFを選定から外す場合があります。

また、新たなETFを指定投資信託証券として選定する場合があります。（当ファンド設定時以降に設定されたETFも含みます。）



\*1 【コモディティ】 エネルギー（原油、天然ガス等）、非鉄、金属、貴金属、畜産物、農産物（綿花、砂糖等）、穀物（小麦、トウモロコシ等）、植物油等を指します。

\*2 【物価連動国債】 物価の変動に連動して元金額が増減する国債で、物価が上昇すれば増加し、物価が下落すれば減少するため、物価変動リスクがあります。元金額が物価の動きに連動して変動するため、各利払い日における利払い額も物価の動きに応じて変動します。

### 特色3

為替変動リスクを回避するため、原則として、実質的な外貨建資産の50%程度について為替ヘッジを行います。

- ◆ 為替ヘッジは、指定投資信託証券の各ベンチマークの通貨構成等に応じて行います。

※ 一部通貨については、あらかじめ定めた代替する通貨で行います。

資金動向や市況動向等によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

### 特色4

運用指図に関する権限をブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

※ ただし、円建短期金融資産の運用を除きます。

- ◆ ブラックロック・ジャパン株式会社は資産運用を主たる業務とするブラックロック・インクの日本法人です。
- ◆ ブラックロック・インクは2009年12月に旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ・グループとブラックロック・インクが合併して誕生した世界最大級の資産運用会社です。
- ◆ ニューヨークを本拠としてグループ本社を置き、30カ国以上で展開し、資産を運用しております。  
(2019年1月末現在)

(出所) ブラックロック・ジャパン株式会社

### 特色5

隔月に決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎年1、3、5、7、9、11月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。  
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

- ◆ 毎年1月および7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



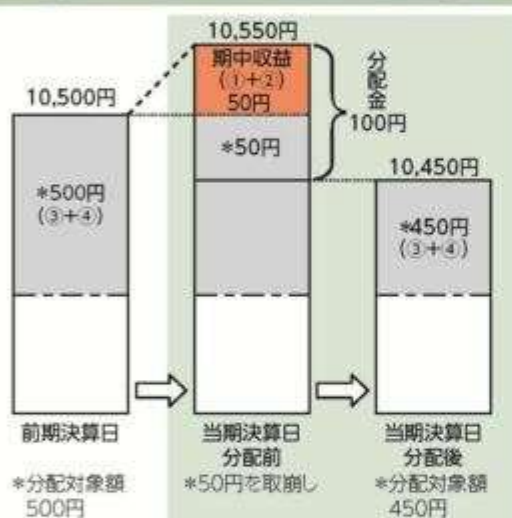
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

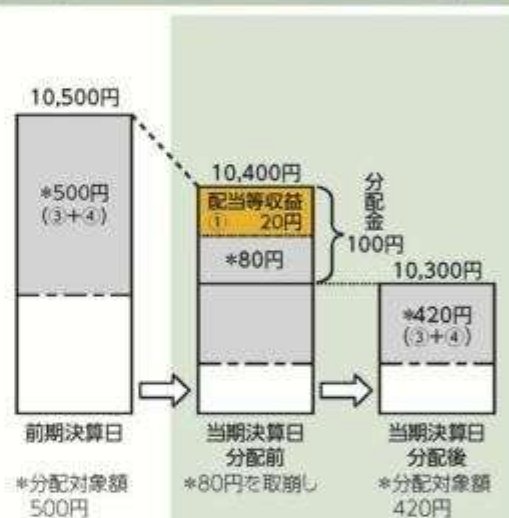
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

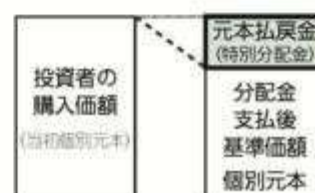
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## ■ 主な投資制限

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 投資信託証券への投資 | 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。 |
| 株式への投資     | 株式への直接投資は行いません。         |
| 外貨建資産への投資  | 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。  |
| 為替予約の利用    | 為替予約の利用はヘッジ目的に限定します。    |

### （２）【ファンドの沿革】

2008年9月12日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から  
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

### （３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

|                                                            |                                        |                                 |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|
| 投資家（受益者）                                                   |                                        |                                 |
| お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等                                       |                                        |                                 |
| 販売会社                                                       | 募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。 |                                 |
| お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等                                       |                                        |                                 |
| 受託会社（受託者）<br>三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社） | 委託会社（委託者）<br>三菱UFJ国際投信株式会社             | 再委託先<br>ブラックロック・ジャパン株式会社        |
| 信託財産の保管・管理等を行います。                                          | 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。               | 円建短期金融資産の運用を除く、ファンドの運用指図等を行います。 |
| 投資 ↓ ↑ 損益                                                  |                                        |                                 |
| 投資対象ファンド                                                   |                                        |                                 |
| 投資 ↓ ↑ 損益                                                  |                                        |                                 |

## 有価証券等

## 委託会社と関係法人との契約の概要

|                                      | 概要                                                                                                                      |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社と受託会社との契約<br>「信託契約」              | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。<br>なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約<br>「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。                                                                 |
| 委託会社と再委託先との契約<br>「信託財産の運用指図権限委託契約」   | 運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。                                                                          |

## 委託会社の概況（2019年1月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

| 株 主 名         | 住 所               | 所有株式数    | 所有比率   |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 | 211,581株 | 100.0% |

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## 投資態度

- a．投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下、同じ。）への投資に当たっては、ブラックロック・インクが設定、運用する投資信託証券の中から選定した投資信託証券（指定投資信託証券）へ投資を行うことを基本とします。
- b．指定投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式や債券の他、コモディティ等へ実質的に分散投資を行います。

- c．投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。基本資産配分は、主として指定投資信託証券がベンチマークとしている各インデックスのリスク・リターン特性や相関等を考慮して決定します。
- d．外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として実質的な外貨建資産の50％程度に対して為替ヘッジを行います。
- e．運用指図委託契約に基づき、ブラックロック・ジャパン株式会社に運用指図（円建短期金融資産の運用を除きます。）に関する権限を委託します。
- f．指定投資信託証券は適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに世界各国の金融商品取引所上場の投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託証券も含まれます。）を指定投資信託証券として指定する場合があります。
- g．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

## （２）【投資対象】

世界各国の金融商品取引所上場の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下、同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含まず。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として、指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．およびb．の証券または証書の性質を有するもの
- d．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含まず。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除

きます。）

c．コール・ローン

d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（ご参考）

## ■ 指定投資信託証券の概要

| 資産区分     | 指定投資信託証券の名称                                  | ベンチマーク                                            | 主要投資対象                       | 信託(管理)報酬率(年率) |
|----------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------|---------------|
| 新興国株式    | iシェアーズ MSCI ブラジル ETF                         | MSCI ブラジル 25/50 インデックス                            | ブラジルの株式等                     | 0.59%         |
|          | iシェアーズ MSCI 東欧キャップ UCITS ETF (米ドルクラス)        | MSCI EM イースタン・ヨーロッパ 10/40 インデックス                  | 東欧新興国の株式等                    | 0.74%         |
|          | iシェアーズ MSCI インディア・インデックス ETF                 | MSCI インディア・インデックス                                 | インドの株式等                      | 0.99%         |
|          | iシェアーズ FTSE 中国A50 インデックス ETF                 | FTSE 中国 A50 インデックス                                | 中国のA株等                       | 0.99%         |
|          | iシェアーズ MSCI メキシコ ETF                         | MSCI メキシコ IMI 25/50 インデックス                        | メキシコの株式等                     | 0.47%         |
|          | iシェアーズ MSCI 南アフリカ ETF                        | MSCI 南アフリカ 25/50 インデックス                           | 南アフリカの株式等                    | 0.59%         |
| インカム     | iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債 ETF                   | ICE BofAML 米国社債 インデックス                            | 米ドル建ての投資適格債券                 | 0.06%         |
|          | iシェアーズ ユーロ建て社債(大型) UCITS ETF (ユーロクラス)        | Markit iBoxx ユーロ建てリキッド社債ラージキャップ・インデックス            | ユーロ建ての投資適格社債                 | 0.20%         |
|          | iシェアーズ・コア 英ポンド建て社債 UCITS ETF*                | Markit iBoxx 英ポンド建てリキッド社債ラージキャップ・インデックス           | 英ポンド建ての投資適格社債                | 0.20%         |
|          | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマーシング・マーケット債券 ETF      | J.P. モルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・コア・インデックス | 米ドル建ての新興国の国債等                | 0.40%以内       |
|          | iシェアーズ グローバル公益事業 ETF                         | S&P グローバル1200公益事業セクター・インデックス                      | 世界の公益事業関連株式                  | 0.48%以内       |
|          | iシェアーズ グローバル・インフラ ETF                        | S&P グローバル・インフラストラクチャー・インデックス                      | 世界のインフラセクター関連株式              | 0.48%以内       |
|          | iシェアーズ ディベロップ・マーケット・プロパティ・イールド UCITS ETF*    | FTSE EPRA/Nareit 先進国配当+インデックス                     | 先進国のREITおよび不動産株式(予想配当率が2%以上) | 0.59%         |
| 先進国株式・国債 | iシェアーズ MSCI EAFE ETF                         | MSCI EAFE インデックス                                  | 先進国の大・中型株(米国およびカナダを除く)       | 0.31%         |
|          | iシェアーズ MSCI 北米 UCITS ETF (米ドルクラス)            | MSCI 北米・インデックス                                    | 米国およびカナダの株式                  | 0.40%         |
|          | iシェアーズ 米国国債 1-3年 ETF                         | ICE 米国国債(1-3年)インデックス                              | 残存期間1~3年の米国国債等               | 0.15%         |
|          | iシェアーズ 米国国債 3-7年 ETF*                        | ICE 米国国債(3-7年)インデックス                              | 残存期間3~7年の米国国債等               | 0.15%         |
|          | iシェアーズ 米国国債 7-10年 ETF                        | ICE 米国国債(7-10年)インデックス                             | 残存期間7~10年の米国国債等              | 0.15%         |
|          | iシェアーズ ユーロ国債 1-3年 UCITS ETF*                 | ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ国債(1-3年ターム)インデックス               | 残存期間1~3年のユーロ国債等              | 0.20%         |
|          | iシェアーズ ユーロ国債 3-5年 UCITS ETF*                 | ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ国債(5年ターム)インデックス                 | 残存期間3~5年のユーロ国債等              | 0.20%         |
|          | iシェアーズ ユーロ国債 7-10年 UCITS ETF*                | ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ国債(10年ターム)インデックス                | 残存期間7~10年のユーロ国債等             | 0.20%         |
|          | iシェアーズ・コア 英国ギルト債 UCITS ETF*                  | FTSE アクチュアリー 英国コンベンショナル英国国債オール・ストック・インデックス        | 英国国債                         | 0.20%         |
| インフレ対応   | iシェアーズ 米国物価連動国債 ETF                          | ブルームバーグ・バークレイズ 米国TIPS・インデックス(シリーズL)               | 米国の物価連動国債                    | 0.20%以内       |
|          | iシェアーズ ユーロ建て物価連動国債 UCITS ETF (ユーロクラス 無分配型)   | ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ物価連動国債インデックス                    | ユーロ圏の物価連動国債                  | 0.25%         |
|          | iシェアーズ 英ポンド建てインデックス・リンク・ギルト債 UCITS ETF*      | ブルームバーグ・バークレイズ 英国物価連動国債インデックス                     | 英国の物価連動国債                    | 0.25%         |
|          | iシェアーズ ディバーシファイド・コモディティ・スワップ UCITS ETF(IDE)* | ブルームバーグ・コモディティSM (トータルリターン インデックス)                | 世界の広範囲な商品(コモディティ)            | 0.46%以内       |

\* 上記の指定投資信託証券の運用会社は、ブラックロック・グループです。

\* 資産区分については将来変更されることがあります。

\* \*は国内未届けの指定投資信託証券であり、日本語名称は、iシェアーズ®の英文正式名称の直訳を示しています。

\* 上記は2019年1月末時点での指定投資信託証券の内容です。信託(管理)報酬率は2019年1月末時点で取得可能な最新の指定投資信託証券目録( prospectus)に記載されている内容であり、実態に則した信託(管理)報酬率を記載している場合があります。なお、これらは、今後変更される場合があります。

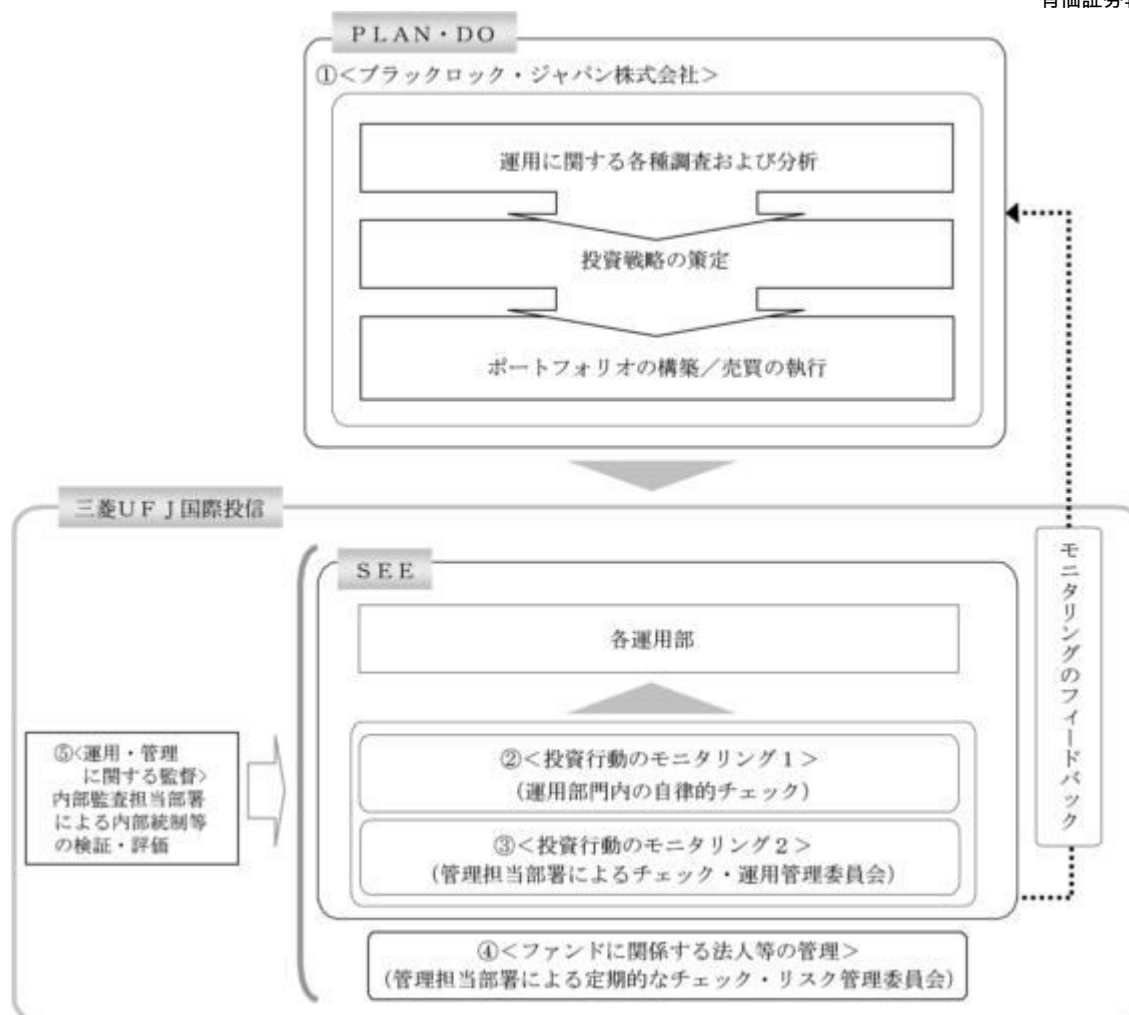
また、信託(管理)報酬率の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。国内における消費税等相当額はかかりません。

(出所) ブラックロック・ジャパン株式会社資料を基に三菱UFJ国際投信作成

## ■「指定投資信託証券の対象指数」について

- MSCI ブラジル 25/50 インデックス、MSCI EM イースタン・ヨーロッパ10/40 インデックス、MSCI インディア・インデックス、MSCI メキシコ IMI 25/50 インデックス、MSCI 南アフリカ 25/50 インデックス、MSCI EAFE インデックス、MSCI 北米・インデックス(出所:MSCI)。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- Markit iBoxxの知的財産権およびその他の一切の権利はMarkit Indices Limited(以下、「Markit」)に帰属し、三菱UFJ国際投信は一定の目的に対しその使用許諾を得ています。Markitは、本商品を保証又は推奨するものではなく、その投資方針に関しいかなる意見も表明していません。Markitは、本指数の使用及びその使用に起因する結果の正確性、完全性、特定目的への適合性について保証するものではありません。
- J.P. モルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・コア・インデックス:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.
- [Standard & Poor's®][S&P®][スタンダード&プアーズ]は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エルエルシーが所有する登録商標であり、三菱UFJ国際投信に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、本商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。
- ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。パークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。
- ICE BofAML 米国社債 インデックスおよびICE米国国債指数シリーズ™は、ICE Data Indices, LLC、ICE Dataまたはその第三者の財産であり、三菱UFJ国際投信は許諾に基づき使用しています。ICE Dataおよびその第三者は、使用に関して一切の責任を負いません。

## ( 3 ) 【運用体制】



#### 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは運用指図（円建短期金融資産の運用を除きます。）に関する権限をブラックロック・ジャパン株式会社（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

#### ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧

いただけます。

「運用担当者に係る事項」<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎年１、３、５、７、９、１１月の２０日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

##### ａ．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

##### ｂ．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

##### ｃ．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

##### 収益分配金の交付

##### ａ．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

##### ｂ．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

##### 収益の分配方式

##### ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ａ）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

##### ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### （５）【投資制限】

##### < 信託約款に定められた投資制限 >

##### 投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

##### 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

#### 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

#### 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 外国為替予約の指図および範囲

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

#### 資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 価格変動リスク

- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にはリートを投資対象とする場合があります。リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 金利変動リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。投資対象としている債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、ユーロ建および英ポンド建等の投資信託証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。実質的な外貨建資産の50%程度について為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかりますが、為替ヘッジが行われていない部分において、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。なお、為替ヘッジにより為替相場の変動の影響を低減することをはかりますが、為替動向により低減できない場合があります。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

#### 信用リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

#### 商品市況の変動リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には商品先物取引を投資対象とする場合があります。商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係や為替、金利、天候、景気、農業生産、貿易動向、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）で変動します。商品先物取引の価格が変動した場合には、ファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 物価変動リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には各国の物価連動国債を投資対象とする場合があります。各国における物価の下落（上昇）は、その国の物価連動国債の元本および利払い額を減少（増加）させ、基準価額の変動要因となります。

#### カントリー・リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の株式および債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### 流動性リスク

金融商品取引所上場の投資信託証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や金融商品取引所上場の投資信託証券の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入れている金融商品取引所上場の投資信託証券を市場

実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者が、破綻、事業の全部または一部譲渡等、やむを得ない事情により、運用の基本方針の履行が困難な場合等には、この委託を中止します。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記により運用指図の権限を受けた者が運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、信託期間中であっても償還を行います。（ただし、委託会社は事業の譲渡を受けた者が、運用の基本方針の履行において運用指図の権限委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる場合は、事業の譲渡を受けた者へ運用の指図に関する権限を委託することができ、その場合は、償還を行いません。）

その他の主な留意点

- a．指定投資信託証券がベンチマークとしているインデックスが改廃された場合、当該指定投資信託証券の組入れを見直す場合があります。
- b．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はい行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- e．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性につ

いて評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

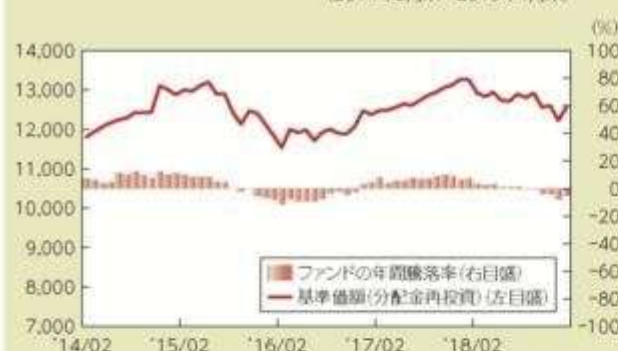
また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2014年2月末～2019年1月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年2月末～2019年1月末)



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | TOPIX(配当込み)                   | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。                                                                                                   |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)         | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                                          |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス(除く日本)          | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債の市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                     |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.20%（税抜2.00%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

## （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.1%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

## （３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.864%（税抜0.800%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

消費税率が10%となった場合は、年0.880%（税抜0.800%）となります。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先  | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容                          |
|------|--------|-----------------------------------------|
| 委託会社 | 0.415% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.350% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等       |
| 受託会社 | 0.035% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等         |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬から、原則として毎年1月および7月の計算期間終了後、ならびに契約終了のとき支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.108%（税抜0.100%）の率を乗じて得た金額とします。

消費税率が10%となった場合は、年0.110%（税抜0.100%）となります。

前記の他にファンドが投資対象とする指定投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率<sup>\*</sup>は、年率1.224%±0.05%程度（税込）（年率1.160%±0.05%程度（税抜））です。

消費税率が10%となった場合は、年率1.240%±0.05%程度（税込）（年率1.160%±0.05%程度（税抜））となります。

- \* 前記の信託報酬率は、投資対象とする投資信託証券における信託（管理）報酬率を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への基本配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算で表示しています。
- \* 各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託（管理）報酬率の詳細については、「（ご参考）■指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

#### （４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### １．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### ２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAおよびジュニアNISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は2019年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【グローバルETFオープン】

#### （１）【投資状況】

平成31年 1月31日現在

（単位：円）

| 資産の種類                    | 国／地域   | 時価合計          | 投資比率（％） |
|--------------------------|--------|---------------|---------|
| 投資証券                     | アメリカ   | 494,741,637   | 45.85   |
|                          | アイルランド | 232,901,886   | 21.59   |
|                          | イギリス   | 202,487,561   | 18.77   |
|                          | ドイツ    | 92,108,397    | 8.54    |
|                          | 香港     | 15,467,237    | 1.43    |
|                          | 小計     | 1,037,706,718 | 96.17   |
| コール・ローン、その他資産<br>（負債控除後） | —      | 41,276,696    | 3.83    |
| 純資産総額                    |        | 1,078,983,414 | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位 30 銘柄

平成31年 1月31日現在

| 国／地域   | 種類   | 銘柄名                          | 数量     | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|--------|------|------------------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES TIPS BOND ETF        | 9,262  | 11,957.27       | 110,748,239     | 12,034.63       | 111,464,762     | 10.33           |
| イギリス   | 投資証券 | ISHARES GBP INDEX-LNK GILTS  | 42,793 | 2,485.82        | 106,375,962     | 2,538.83        | 108,644,353     | 10.07           |
| アイルランド | 投資証券 | ISHARES EURO INFL-LKD GOVT   | 4,187  | 25,819.69       | 108,107,069     | 25,934.83       | 108,589,152     | 10.06           |
| ドイツ    | 投資証券 | ISH DIV COMDTY SWAP DE       | 40,888 | 2,266.21        | 92,661,047      | 2,252.69        | 92,108,397      | 8.54            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES MSCI EAFE ETF        | 11,162 | 6,764.23        | 75,502,411      | 6,826.34        | 76,195,652      | 7.06            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES MSCI NORTH AMERICA   | 13,892 | 5,437.10        | 75,532,249      | 5,426.20        | 75,380,882      | 6.99            |
| アイルランド | 投資証券 | ISHARES EUR GOVT 1-3YR       | 1,769  | 18,037.86       | 31,908,991      | 18,036.61       | 31,906,777      | 2.96            |
| アイルランド | 投資証券 | ISHARES EURO GOVT 7-10YR     | 1,170  | 26,504.26       | 31,009,992      | 26,653.19       | 31,184,239      | 2.89            |
| アイルランド | 投資証券 | ISHARES EURO GOVT 3-5Y       | 1,449  | 21,409.41       | 31,022,236      | 21,435.69       | 31,060,318      | 2.88            |
| イギリス   | 投資証券 | ISHARES CORE GBP CORP        | 1,526  | 19,946.04       | 30,437,669      | 20,224.66       | 30,862,837      | 2.86            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES BROAD USD INVESTMENT | 5,257  | 5,815.19        | 30,570,481      | 5,868.58        | 30,851,154      | 2.86            |
| アイルランド | 投資証券 | ISHARES EURO CORP LARGE CAP  | 1,800  | 16,669.98       | 30,005,964      | 16,756.33       | 30,161,400      | 2.80            |
| イギリス   | 投資証券 | ISHARES DVL MKT PROPERTY YLD | 10,454 | 2,802.23        | 29,294,553      | 2,875.81        | 30,063,792      | 2.79            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR | 6,408  | 4,521.84        | 28,975,951      | 4,628.62        | 29,660,202      | 2.75            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES JP MORGAN USD EMERGI | 2,513  | 11,628.21       | 29,221,695      | 11,774.21       | 29,588,609      | 2.74            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES GLOBAL UTILITIES ETF | 5,025  | 5,465.22        | 27,462,764      | 5,546.06        | 27,868,972      | 2.58            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES MSCI BRAZIL ETF      | 3,539  | 4,707.07        | 16,658,328      | 4,859.61        | 17,198,181      | 1.59            |
| イギリス   | 投資証券 | ISHARES MSCI EAST EUROPE CPD | 6,346  | 2,668.28        | 16,932,930      | 2,668.28        | 16,932,930      | 1.57            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES MSCI INDIA INDEX ETF | 18,900 | 895.65          | 16,927,807      | 880.39          | 16,639,499      | 1.54            |
| アメリカ   | 投資証券 | ISHARES MSCI SOUTH AFRICA ET | 2,590  | 5,969.91        | 15,462,088      | 6,252.12        | 16,193,003      | 1.50            |

|      |      |                              |        |           |            |           |            |      |
|------|------|------------------------------|--------|-----------|------------|-----------|------------|------|
| アメリカ | 投資証券 | ISHARES 3-7 YEAR TREASURY BO | 1,213  | 13,175.44 | 15,981,812 | 13,259.34 | 16,083,582 | 1.49 |
| アメリカ | 投資証券 | ISHARES 7-10 YEAR TREASURY B | 1,413  | 11,269.73 | 15,924,132 | 11,375.42 | 16,073,474 | 1.49 |
| イギリス | 投資証券 | ISHARES CORE UK GILTS        | 8,462  | 1,864.22  | 15,775,087 | 1,888.87  | 15,983,649 | 1.48 |
| アメリカ | 投資証券 | ISHARES 1-3 YEAR TREASURY BO | 1,736  | 9,102.51  | 15,801,972 | 9,126.48  | 15,843,586 | 1.47 |
| アメリカ | 投資証券 | ISHARES MSCI MEXICO ETF      | 3,230  | 4,910.82  | 15,861,972 | 4,860.70  | 15,700,079 | 1.46 |
| 香港   | 投資証券 | ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX | 88,800 | 169.45    | 15,047,870 | 174.18    | 15,467,237 | 1.43 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成31年 1月31日現在

| 種類   | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 投資証券 | 96.17   |
| 合計   | 96.17   |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成31年1月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

|                        | 純資産総額          |                | 基準価額<br>（１万口当たりの純資産価額） |       |
|------------------------|----------------|----------------|------------------------|-------|
|                        | （分配落）          | （分配付）          | （分配落）                  | （分配付） |
| 第3計算期間末日（平成21年 3月23日）  | 17,756,654,071 | 17,801,346,624 | 7,946                  | 7,966 |
| 第4計算期間末日（平成21年 5月20日）  | 14,555,858,053 | 14,589,488,250 | 8,656                  | 8,676 |
| 第5計算期間末日（平成21年 7月21日）  | 11,953,289,183 | 11,980,270,754 | 8,860                  | 8,880 |
| 第6計算期間末日（平成21年 9月24日）  | 9,610,997,289  | 9,631,760,242  | 9,258                  | 9,278 |
| 第7計算期間末日（平成21年11月20日）  | 8,279,548,599  | 8,297,164,504  | 9,400                  | 9,420 |
| 第8計算期間末日（平成22年 1月20日）  | 7,333,868,665  | 7,349,164,626  | 9,589                  | 9,609 |
| 第9計算期間末日（平成22年 3月23日）  | 6,403,122,876  | 6,416,758,925  | 9,391                  | 9,411 |
| 第10計算期間末日（平成22年 5月20日） | 5,812,922,383  | 5,825,652,109  | 9,133                  | 9,153 |
| 第11計算期間末日（平成22年 7月20日） | 5,245,374,536  | 5,257,031,133  | 9,000                  | 9,020 |
| 第12計算期間末日（平成22年 9月21日） | 5,059,689,716  | 5,070,512,010  | 9,350                  | 9,370 |

|           |               |               |               |        |        |
|-----------|---------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 第13計算期間末日 | (平成22年11月22日) | 4,841,774,895 | 4,852,020,892 | 9,451  | 9,471  |
| 第14計算期間末日 | (平成23年 1月20日) | 4,575,461,832 | 4,585,097,010 | 9,497  | 9,517  |
| 第15計算期間末日 | (平成23年 3月22日) | 4,409,654,054 | 4,418,916,696 | 9,521  | 9,541  |
| 第16計算期間末日 | (平成23年 5月20日) | 4,359,844,230 | 4,368,855,149 | 9,677  | 9,697  |
| 第17計算期間末日 | (平成23年 7月20日) | 3,971,108,302 | 3,979,439,298 | 9,533  | 9,553  |
| 第18計算期間末日 | (平成23年 9月20日) | 3,599,135,762 | 3,607,140,471 | 8,993  | 9,013  |
| 第19計算期間末日 | (平成23年11月21日) | 3,266,021,125 | 3,273,373,449 | 8,884  | 8,904  |
| 第20計算期間末日 | (平成24年 1月20日) | 3,005,648,283 | 3,012,243,078 | 9,115  | 9,135  |
| 第21計算期間末日 | (平成24年 3月21日) | 2,948,659,369 | 2,954,732,372 | 9,711  | 9,731  |
| 第22計算期間末日 | (平成24年 5月21日) | 2,621,060,807 | 2,626,804,360 | 9,127  | 9,147  |
| 第23計算期間末日 | (平成24年 7月20日) | 2,574,674,722 | 2,580,188,566 | 9,339  | 9,359  |
| 第24計算期間末日 | (平成24年 9月20日) | 2,502,168,489 | 2,507,416,997 | 9,535  | 9,555  |
| 第25計算期間末日 | (平成24年11月20日) | 2,409,390,526 | 2,414,421,816 | 9,578  | 9,598  |
| 第26計算期間末日 | (平成25年 1月21日) | 2,328,129,334 | 2,332,609,220 | 10,394 | 10,414 |
| 第27計算期間末日 | (平成25年 3月21日) | 2,282,348,065 | 2,286,633,047 | 10,653 | 10,673 |
| 第28計算期間末日 | (平成25年 5月20日) | 2,305,210,039 | 2,309,334,853 | 11,177 | 11,197 |
| 第29計算期間末日 | (平成25年 7月22日) | 2,123,025,159 | 2,126,996,660 | 10,691 | 10,711 |
| 第30計算期間末日 | (平成25年 9月20日) | 2,096,392,856 | 2,100,281,340 | 10,783 | 10,803 |
| 第31計算期間末日 | (平成25年11月20日) | 2,012,007,688 | 2,015,723,024 | 10,831 | 10,851 |
| 第32計算期間末日 | (平成26年 1月20日) | 1,981,384,146 | 1,984,983,334 | 11,010 | 11,030 |
| 第33計算期間末日 | (平成26年 3月20日) | 1,956,471,991 | 1,960,017,841 | 11,035 | 11,055 |
| 第34計算期間末日 | (平成26年 5月20日) | 1,926,385,270 | 1,929,793,205 | 11,305 | 11,325 |
| 第35計算期間末日 | (平成26年 7月22日) | 1,920,576,234 | 1,923,947,201 | 11,395 | 11,415 |
| 第36計算期間末日 | (平成26年 9月22日) | 1,925,693,220 | 1,929,004,831 | 11,630 | 11,650 |
| 第37計算期間末日 | (平成26年11月20日) | 1,942,653,369 | 1,945,884,032 | 12,026 | 12,046 |
| 第38計算期間末日 | (平成27年 1月20日) | 1,914,668,470 | 1,917,883,548 | 11,911 | 11,931 |
| 第39計算期間末日 | (平成27年 3月20日) | 1,832,703,153 | 1,835,766,366 | 11,966 | 11,986 |
| 第40計算期間末日 | (平成27年 5月20日) | 1,825,478,870 | 1,828,484,007 | 12,149 | 12,169 |
| 第41計算期間末日 | (平成27年 7月21日) | 1,733,250,610 | 1,736,143,512 | 11,983 | 12,003 |
| 第42計算期間末日 | (平成27年 9月24日) | 1,583,193,589 | 1,586,008,627 | 11,248 | 11,268 |
| 第43計算期間末日 | (平成27年11月20日) | 1,574,911,704 | 1,577,661,997 | 11,453 | 11,473 |
| 第44計算期間末日 | (平成28年 1月20日) | 1,441,954,917 | 1,444,675,921 | 10,599 | 10,619 |
| 第45計算期間末日 | (平成28年 3月22日) | 1,460,674,545 | 1,463,349,735 | 10,920 | 10,940 |
| 第46計算期間末日 | (平成28年 5月20日) | 1,427,638,000 | 1,430,284,776 | 10,788 | 10,808 |
| 第47計算期間末日 | (平成28年 7月20日) | 1,446,951,860 | 1,449,591,753 | 10,962 | 10,982 |
| 第48計算期間末日 | (平成28年 9月20日) | 1,399,462,280 | 1,402,068,479 | 10,739 | 10,759 |
| 第49計算期間末日 | (平成28年11月21日) | 1,397,310,537 | 1,399,902,242 | 10,783 | 10,803 |
| 第50計算期間末日 | (平成29年 1月20日) | 1,437,971,400 | 1,440,521,182 | 11,279 | 11,299 |
| 第51計算期間末日 | (平成29年 3月21日) | 1,405,032,791 | 1,407,523,542 | 11,282 | 11,302 |
| 第52計算期間末日 | (平成29年 5月22日) | 1,376,362,141 | 1,378,765,053 | 11,456 | 11,476 |
| 第53計算期間末日 | (平成29年 7月20日) | 1,317,143,755 | 1,319,427,460 | 11,535 | 11,555 |
| 第54計算期間末日 | (平成29年 9月20日) | 1,316,845,313 | 1,319,096,220 | 11,701 | 11,721 |

|            |               |               |               |        |        |
|------------|---------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 第55計算期間末日  | (平成29年11月20日) | 1,243,824,891 | 1,245,940,389 | 11,759 | 11,779 |
| 第56計算期間末日  | (平成30年 1月22日) | 1,251,378,512 | 1,253,464,836 | 11,996 | 12,016 |
| 第57計算期間末日  | (平成30年 3月20日) | 1,196,156,191 | 1,198,237,980 | 11,492 | 11,512 |
| 第58計算期間末日  | (平成30年 5月21日) | 1,181,802,920 | 1,183,846,634 | 11,565 | 11,585 |
| 第59計算期間末日  | (平成30年 7月20日) | 1,173,252,701 | 1,175,281,713 | 11,565 | 11,585 |
| 第60計算期間末日  | (平成30年 9月20日) | 1,139,586,670 | 1,141,583,317 | 11,415 | 11,435 |
| 第61計算期間末日  | (平成30年11月20日) | 1,087,317,927 | 1,089,258,368 | 11,207 | 11,227 |
| 第62計算期間末日  | (平成31年 1月21日) | 1,068,587,850 | 1,070,517,056 | 11,078 | 11,098 |
| 平成30年 1月末日 |               | 1,245,726,007 | —             | 11,913 | —      |
| 2月末日       |               | 1,214,579,559 | —             | 11,611 | —      |
| 3月末日       |               | 1,198,722,640 | —             | 11,508 | —      |
| 4月末日       |               | 1,185,557,310 | —             | 11,608 | —      |
| 5月末日       |               | 1,167,747,781 | —             | 11,402 | —      |
| 6月末日       |               | 1,157,954,986 | —             | 11,384 | —      |
| 7月末日       |               | 1,166,609,574 | —             | 11,525 | —      |
| 8月末日       |               | 1,150,469,620 | —             | 11,448 | —      |
| 9月末日       |               | 1,150,898,366 | —             | 11,523 | —      |
| 10月末日      |               | 1,105,513,756 | —             | 11,209 | —      |
| 11月末日      |               | 1,090,513,459 | —             | 11,221 | —      |
| 12月末日      |               | 1,057,203,636 | —             | 10,886 | —      |
| 平成31年 1月末日 |               | 1,078,983,414 | —             | 11,166 | —      |

## 【分配の推移】

|         | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第3計算期間  | 20円        |
| 第4計算期間  | 20円        |
| 第5計算期間  | 20円        |
| 第6計算期間  | 20円        |
| 第7計算期間  | 20円        |
| 第8計算期間  | 20円        |
| 第9計算期間  | 20円        |
| 第10計算期間 | 20円        |
| 第11計算期間 | 20円        |
| 第12計算期間 | 20円        |
| 第13計算期間 | 20円        |
| 第14計算期間 | 20円        |
| 第15計算期間 | 20円        |
| 第16計算期間 | 20円        |
| 第17計算期間 | 20円        |
| 第18計算期間 | 20円        |

|         |     |
|---------|-----|
| 第19計算期間 | 20円 |
| 第20計算期間 | 20円 |
| 第21計算期間 | 20円 |
| 第22計算期間 | 20円 |
| 第23計算期間 | 20円 |
| 第24計算期間 | 20円 |
| 第25計算期間 | 20円 |
| 第26計算期間 | 20円 |
| 第27計算期間 | 20円 |
| 第28計算期間 | 20円 |
| 第29計算期間 | 20円 |
| 第30計算期間 | 20円 |
| 第31計算期間 | 20円 |
| 第32計算期間 | 20円 |
| 第33計算期間 | 20円 |
| 第34計算期間 | 20円 |
| 第35計算期間 | 20円 |
| 第36計算期間 | 20円 |
| 第37計算期間 | 20円 |
| 第38計算期間 | 20円 |
| 第39計算期間 | 20円 |
| 第40計算期間 | 20円 |
| 第41計算期間 | 20円 |
| 第42計算期間 | 20円 |
| 第43計算期間 | 20円 |
| 第44計算期間 | 20円 |
| 第45計算期間 | 20円 |
| 第46計算期間 | 20円 |
| 第47計算期間 | 20円 |
| 第48計算期間 | 20円 |
| 第49計算期間 | 20円 |
| 第50計算期間 | 20円 |
| 第51計算期間 | 20円 |
| 第52計算期間 | 20円 |
| 第53計算期間 | 20円 |
| 第54計算期間 | 20円 |
| 第55計算期間 | 20円 |
| 第56計算期間 | 20円 |
| 第57計算期間 | 20円 |
| 第58計算期間 | 20円 |
| 第59計算期間 | 20円 |
| 第60計算期間 | 20円 |

|         |     |
|---------|-----|
| 第61計算期間 | 20円 |
| 第62計算期間 | 20円 |

## 【収益率の推移】

|         | 収益率（％） |
|---------|--------|
| 第3計算期間  | 2.27   |
| 第4計算期間  | 9.18   |
| 第5計算期間  | 2.58   |
| 第6計算期間  | 4.71   |
| 第7計算期間  | 1.74   |
| 第8計算期間  | 2.22   |
| 第9計算期間  | 1.85   |
| 第10計算期間 | 2.53   |
| 第11計算期間 | 1.23   |
| 第12計算期間 | 4.11   |
| 第13計算期間 | 1.29   |
| 第14計算期間 | 0.69   |
| 第15計算期間 | 0.46   |
| 第16計算期間 | 1.84   |
| 第17計算期間 | 1.28   |
| 第18計算期間 | 5.45   |
| 第19計算期間 | 0.98   |
| 第20計算期間 | 2.82   |
| 第21計算期間 | 6.75   |
| 第22計算期間 | 5.80   |
| 第23計算期間 | 2.54   |
| 第24計算期間 | 2.31   |
| 第25計算期間 | 0.66   |
| 第26計算期間 | 8.72   |
| 第27計算期間 | 2.68   |
| 第28計算期間 | 5.10   |
| 第29計算期間 | 4.16   |
| 第30計算期間 | 1.04   |
| 第31計算期間 | 0.63   |
| 第32計算期間 | 1.83   |
| 第33計算期間 | 0.40   |
| 第34計算期間 | 2.62   |
| 第35計算期間 | 0.97   |
| 第36計算期間 | 2.23   |
| 第37計算期間 | 3.57   |

|         |      |
|---------|------|
| 第38計算期間 | 0.78 |
| 第39計算期間 | 0.62 |
| 第40計算期間 | 1.69 |
| 第41計算期間 | 1.20 |
| 第42計算期間 | 5.96 |
| 第43計算期間 | 2.00 |
| 第44計算期間 | 7.28 |
| 第45計算期間 | 3.21 |
| 第46計算期間 | 1.02 |
| 第47計算期間 | 1.79 |
| 第48計算期間 | 1.85 |
| 第49計算期間 | 0.59 |
| 第50計算期間 | 4.78 |
| 第51計算期間 | 0.20 |
| 第52計算期間 | 1.71 |
| 第53計算期間 | 0.86 |
| 第54計算期間 | 1.61 |
| 第55計算期間 | 0.66 |
| 第56計算期間 | 2.18 |
| 第57計算期間 | 4.03 |
| 第58計算期間 | 0.80 |
| 第59計算期間 | 0.17 |
| 第60計算期間 | 1.12 |
| 第61計算期間 | 1.64 |
| 第62計算期間 | 0.97 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

|         | 設定口数       | 解約口数          | 発行済口数          |
|---------|------------|---------------|----------------|
| 第3計算期間  | 54,281,698 | 3,009,428,796 | 22,346,276,707 |
| 第4計算期間  | 63,731,474 | 5,594,909,575 | 16,815,098,606 |
| 第5計算期間  | 45,104,419 | 3,369,417,351 | 13,490,785,674 |
| 第6計算期間  | 25,689,685 | 3,134,998,476 | 10,381,476,883 |
| 第7計算期間  | 23,356,274 | 1,596,880,325 | 8,807,952,832  |
| 第8計算期間  | 19,795,449 | 1,179,767,622 | 7,647,980,659  |
| 第9計算期間  | 39,418,926 | 869,374,650   | 6,818,024,935  |
| 第10計算期間 | 17,093,340 | 470,255,046   | 6,364,863,229  |
| 第11計算期間 | 20,415,574 | 556,979,893   | 5,828,298,910  |
| 第12計算期間 | 13,625,950 | 430,777,380   | 5,411,147,480  |
| 第13計算期間 | 11,878,653 | 300,027,451   | 5,122,998,682  |

|         |            |             |               |
|---------|------------|-------------|---------------|
| 第14計算期間 | 13,173,358 | 318,582,549 | 4,817,589,491 |
| 第15計算期間 | 15,311,913 | 201,580,039 | 4,631,321,365 |
| 第16計算期間 | 15,637,434 | 141,499,097 | 4,505,459,702 |
| 第17計算期間 | 9,201,148  | 349,162,568 | 4,165,498,282 |
| 第18計算期間 | 11,423,118 | 174,566,576 | 4,002,354,824 |
| 第19計算期間 | 8,012,660  | 334,205,001 | 3,676,162,483 |
| 第20計算期間 | 8,920,580  | 387,685,291 | 3,297,397,772 |
| 第21計算期間 | 7,437,513  | 268,333,566 | 3,036,501,719 |
| 第22計算期間 | 6,349,610  | 171,074,807 | 2,871,776,522 |
| 第23計算期間 | 7,274,754  | 122,129,238 | 2,756,922,038 |
| 第24計算期間 | 6,068,449  | 138,736,325 | 2,624,254,162 |
| 第25計算期間 | 15,804,571 | 124,413,568 | 2,515,645,165 |
| 第26計算期間 | 8,005,868  | 283,707,666 | 2,239,943,367 |
| 第27計算期間 | 8,387,027  | 105,839,127 | 2,142,491,267 |
| 第28計算期間 | 15,121,478 | 95,205,368  | 2,062,407,377 |
| 第29計算期間 | 13,443,140 | 90,099,768  | 1,985,750,749 |
| 第30計算期間 | 5,276,276  | 46,784,808  | 1,944,242,217 |
| 第31計算期間 | 4,748,927  | 91,322,707  | 1,857,668,437 |
| 第32計算期間 | 14,579,267 | 72,653,339  | 1,799,594,365 |
| 第33計算期間 | 13,476,723 | 40,145,943  | 1,772,925,145 |
| 第34計算期間 | 16,541,581 | 85,499,041  | 1,703,967,685 |
| 第35計算期間 | 14,347,040 | 32,831,111  | 1,685,483,614 |
| 第36計算期間 | 20,000,452 | 49,678,414  | 1,655,805,652 |
| 第37計算期間 | 9,586,496  | 50,060,402  | 1,615,331,746 |
| 第38計算期間 | 22,805,400 | 30,597,915  | 1,607,539,231 |
| 第39計算期間 | 12,500,079 | 88,432,795  | 1,531,606,515 |
| 第40計算期間 | 8,640,347  | 37,678,325  | 1,502,568,537 |
| 第41計算期間 | 9,898,938  | 66,016,330  | 1,446,451,145 |
| 第42計算期間 | 5,858,181  | 44,789,945  | 1,407,519,381 |
| 第43計算期間 | 4,886,164  | 37,259,008  | 1,375,146,537 |
| 第44計算期間 | 6,500,108  | 21,144,548  | 1,360,502,097 |
| 第45計算期間 | 7,535,782  | 30,442,782  | 1,337,595,097 |
| 第46計算期間 | 4,100,514  | 18,307,201  | 1,323,388,410 |
| 第47計算期間 | 7,649,427  | 11,091,014  | 1,319,946,823 |
| 第48計算期間 | 3,895,585  | 20,742,792  | 1,303,099,616 |
| 第49計算期間 | 4,518,311  | 11,764,971  | 1,295,852,956 |
| 第50計算期間 | 10,221,484 | 31,183,321  | 1,274,891,119 |
| 第51計算期間 | 3,693,585  | 33,209,147  | 1,245,375,557 |
| 第52計算期間 | 4,266,268  | 48,185,786  | 1,201,456,039 |
| 第53計算期間 | 5,027,146  | 64,630,309  | 1,141,852,876 |
| 第54計算期間 | 5,048,550  | 21,447,875  | 1,125,453,551 |
| 第55計算期間 | 5,492,232  | 73,196,727  | 1,057,749,056 |

|         |           |            |               |
|---------|-----------|------------|---------------|
| 第56計算期間 | 6,770,101 | 21,356,831 | 1,043,162,326 |
| 第57計算期間 | 8,258,851 | 10,526,249 | 1,040,894,928 |
| 第58計算期間 | 4,747,156 | 23,784,893 | 1,021,857,191 |
| 第59計算期間 | 5,338,751 | 12,689,667 | 1,014,506,275 |
| 第60計算期間 | 6,249,730 | 22,432,488 | 998,323,517   |
| 第61計算期間 | 6,565,544 | 34,668,322 | 970,220,739   |
| 第62計算期間 | 5,405,825 | 11,023,557 | 964,603,007   |

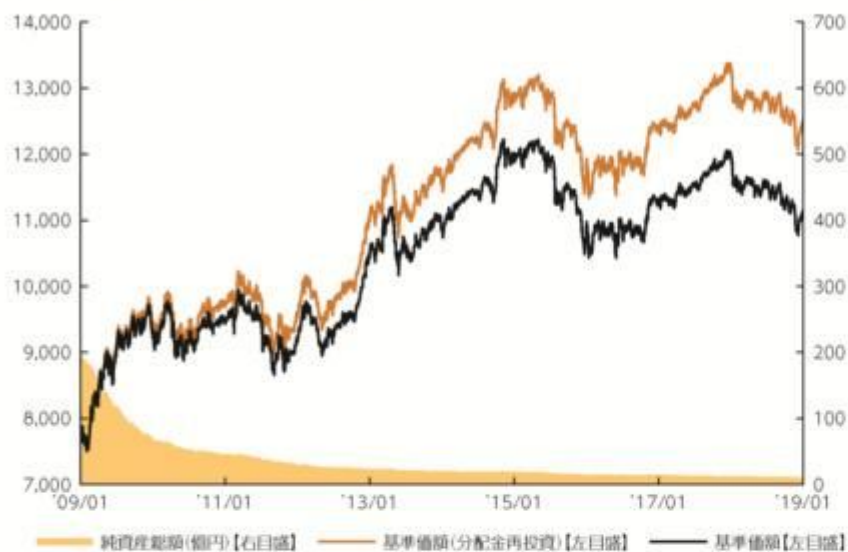
## 参考情報



## 運用実績

2019年1月31日現在

### ■ 基準価額・純資産の推移 2009年1月30日～2019年1月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■ 基準価額・純資産

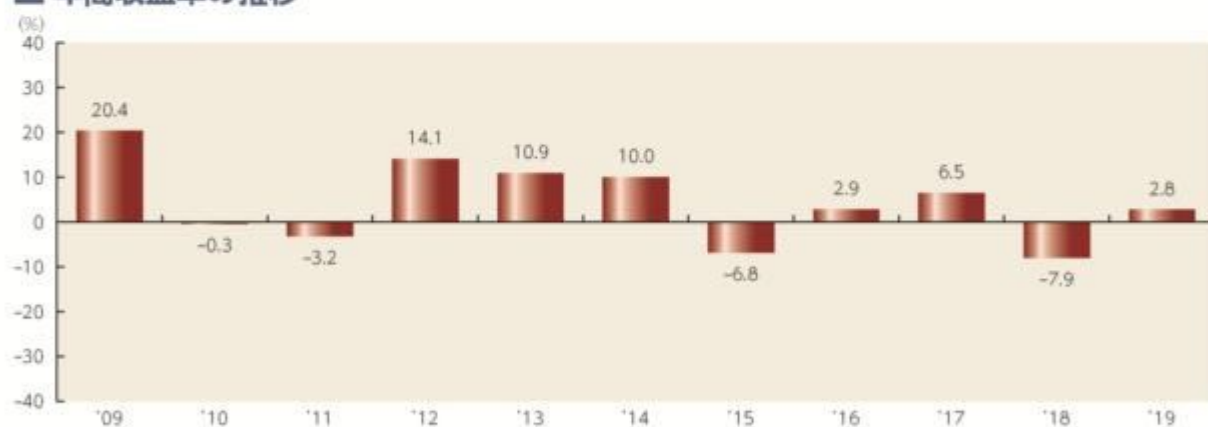
|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 11,166円 |
| 純資産総額 | 10.7億円  |

### ■ 分配の推移

|          |        |
|----------|--------|
| 2019年1月  | 20円    |
| 2018年11月 | 20円    |
| 2018年9月  | 20円    |
| 2018年7月  | 20円    |
| 2018年5月  | 20円    |
| 2018年3月  | 20円    |
| 直近1年間累計  | 120円   |
| 設定来累計    | 1,220円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

### ■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2019年は年初から1月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ■ 主要な資産の状況

### ● 組入全ETF (iシェアーズ<sup>®</sup>)

| 新興国株式(基本資産配分 10%程度)                         |  | 比率    |
|---------------------------------------------|--|-------|
| iシェアーズ MSCI ブラジル ETF                        |  | 1.6%  |
| iシェアーズ MSCI 東欧キャップト UCITS ETF(米ドルクラス)       |  | 1.6%  |
| iシェアーズ MSCI インディア・インデックス ETF                |  | 1.5%  |
| iシェアーズ MSCI 南アフリカ ETF                       |  | 1.5%  |
| iシェアーズ MSCI メキシコ ETF                        |  | 1.5%  |
| iシェアーズ FTSE 中国A50 インデックス ETF                |  | 1.4%  |
| 小 計                                         |  | 9.1%  |
| インカム(基本資産配分 20%程度)                          |  | 比率    |
| iシェアーズ・コア 英ボンド建て社債 UCITS ETF                |  | 2.9%  |
| iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債 ETF                  |  | 2.9%  |
| iシェアーズ ユーロ建て社債(大型) UCITS ETF(ユーロクラス)        |  | 2.8%  |
| iシェアーズ ディベロップト・マーケット・プロパティ・イールド UCITS ETF   |  | 2.8%  |
| iシェアーズ グローバル・インフラ ETF                       |  | 2.7%  |
| iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF      |  | 2.7%  |
| iシェアーズ グローバル公益事業 ETF                        |  | 2.6%  |
| 小 計                                         |  | 19.4% |
| 先進国株式・国債(基本資産配分 30%程度)                      |  | 比率    |
| iシェアーズ MSCI EAFE ETF                        |  | 7.1%  |
| iシェアーズ MSCI 北米 UCITS ETF(米ドルクラス)            |  | 7.0%  |
| iシェアーズ ユーロ国債 1-3年 UCITS ETF                 |  | 3.0%  |
| iシェアーズ ユーロ国債 7-10年 UCITS ETF                |  | 2.9%  |
| iシェアーズ ユーロ国債 3-5年 UCITS ETF                 |  | 2.9%  |
| iシェアーズ 米国国債 3-7年 ETF                        |  | 1.5%  |
| iシェアーズ 米国国債 7-10年 ETF                       |  | 1.5%  |
| iシェアーズ・コア 英国ギルト債 UCITS ETF                  |  | 1.5%  |
| iシェアーズ 米国国債 1-3年 ETF                        |  | 1.5%  |
| 小 計                                         |  | 28.7% |
| インフレ対応(基本資産配分 40%程度)                        |  | 比率    |
| iシェアーズ 米国物価連動国債 ETF                         |  | 10.3% |
| iシェアーズ 英ボンド建てインデックス・リンク・ギルト債 UCITS ETF      |  | 10.1% |
| iシェアーズ ユーロ建て物価連動国債 UCITS ETF(ユーロクラス 無分配型)   |  | 10.1% |
| iシェアーズ ディバースィファイド・コモディティ・スワップ UCITS ETF(DE) |  | 8.5%  |
| 小 計                                         |  | 39.0% |
| 合 計                                         |  | 96.2% |

・上記の数値は、小数点第二位を四捨五入して表示しているため、各比率の合計は実際の小計比率・合計比率と異なる場合があります。

### ● 資産構成

| 内 訳         | 比率     |
|-------------|--------|
| 投資信託証券(ETF) | 96.2%  |
| 現金等         | 3.8%   |
| 合 計         | 100.0% |

### ● 為替ヘッジ (実質的な外貨建資産の50%程度をヘッジします)

| 通 貨  | 比率    |       |       |
|------|-------|-------|-------|
|      | 外貨建資産 | 為替売予約 | 通貨比率  |
| 米ドル  | 46.3% | 24.6% | 21.6% |
| ユーロ  | 30.2% | 14.4% | 15.7% |
| 英ポンド | 18.9% | 7.8%  | 11.1% |
| 香港ドル | 1.4%  | —     | 1.4%  |
| 合 計  | 96.7% | 46.9% | 49.9% |

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・通貨比率とは、純資産総額のうち各通貨毎の外貨建資産から対応する為替売予約を差引いた比率であり、純資産総額のうち実質的に為替変動リスクを受ける資産の割合を示しています。(為替ヘッジコスト等は考慮していません。)

・現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

## 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

## 申込単位

販売会社が定める単位

また、確定拠出年金制度を利用して取得申込みを行う場合は、１円単位とします。

## 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

## 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

## 申込手数料

申込価額（発行価格）× 2.16%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.20%（税抜 2.00%）となります。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

## 申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

## 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

## 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

その他

確定拠出年金制度を利用して取得申込みを行う場合は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。また、確定拠出年金制度を利用して取得申込みを行う場合は、「分配金受取コース」の取扱いはありません。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

#### 解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

#### その他

確定拠出年金制度の加入者の換金は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### ３【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （資産の評価方法）

##### ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

##### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・ マザーファンド  
計算日における基準価額で評価します。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）  
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・ 外貨建資産  
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・ 外国為替予約取引  
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・ 市場デリバティブ取引  
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

#### 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### （２）【保管】

該当事項はありません。

#### （３）【信託期間】

無期限（2008年9月12日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

#### （４）【計算期間】

毎年１月21日から３月20日まで、３月21日から５月20日まで、５月21日から７月20日まで、７月21日から９月20日まで、９月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年１月20日まで  
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### （５）【その他】

##### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・ 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または30億口を下ることとなった場合
- ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、委託会社は、信託期間中において、運用の権限委託を受けた者が、運用の指図に

関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、事業の譲渡を受けた者へ運用の指図に関する権限を委託する場合は、この限りではありません。

監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

#### 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

#### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

## 運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年１月および７月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

## 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

## 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### （１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額

により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 隔月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成30年7月21日から平成31年1月21日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【グローバルＥＴＦオープン】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 前期<br>[ 平成30年 7月20日現在 ] | 当期<br>[ 平成31年 1月21日現在 ] |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部            |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| 預金              | 9,452,920               | 6,293,943               |
| コール・ローン         | 32,394,229              | 41,042,091              |
| 投資証券            | 1,142,908,099           | 1,028,826,013           |
| 派生商品評価勘定        | 87,840                  | 28,069                  |
| 流動資産合計          | 1,184,843,088           | 1,076,190,116           |
| 資産合計            | 1,184,843,088           | 1,076,190,116           |
| 負債の部            |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 派生商品評価勘定        | 7,880,008               | 3,533,326               |
| 未払収益分配金         | 2,029,012               | 1,929,206               |
| 未払解約金           | -                       | 544,386                 |
| 未払受託者報酬         | 72,647                  | 68,928                  |
| 未払委託者報酬         | 1,587,917               | 1,506,573               |
| 未払利息            | 66                      | 77                      |
| その他未払費用         | 20,737                  | 19,770                  |
| 流動負債合計          | 11,590,387              | 7,602,266               |
| 負債合計            | 11,590,387              | 7,602,266               |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 1,014,506,275           | 964,603,007             |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 158,746,426             | 103,984,843             |
| （分配準備積立金）       | 190,998,911             | 176,155,739             |
| 元本等合計           | 1,173,252,701           | 1,068,587,850           |
| 純資産合計           | 1,173,252,701           | 1,068,587,850           |
| 負債純資産合計         | 1,184,843,088           | 1,076,190,116           |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 前期<br>自 平成30年 1月23日<br>至 平成30年 7月20日 | 当期<br>自 平成30年 7月21日<br>至 平成31年 1月21日 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                      |                                      |
| 受取配当金                                     | 9,907,028                            | 9,087,880                            |
| 受取利息                                      | 70                                   | 36                                   |
| 有価証券売買等損益                                 | 30,053,020                           | 22,055,388                           |
| 為替差損益                                     | 13,338,912                           | 24,089,725                           |
| 営業収益合計                                    | 33,484,834                           | 37,057,197                           |
| 営業費用                                      |                                      |                                      |
| 支払利息                                      | 7,695                                | 8,821                                |
| 受託者報酬                                     | 220,964                              | 213,729                              |
| 委託者報酬                                     | 4,829,668                            | 4,671,509                            |
| その他費用                                     | 537,792                              | 581,529                              |
| 営業費用合計                                    | 5,596,119                            | 5,475,588                            |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 39,080,953                           | 42,532,785                           |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 39,080,953                           | 42,532,785                           |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 39,080,953                           | 42,532,785                           |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 316,597                              | 864,387                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 208,216,186                          | 158,746,426                          |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 3,032,909                            | 2,446,034                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 3,032,909                            | 2,446,034                            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 7,583,798                            | 9,672,925                            |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 7,583,798                            | 9,672,925                            |
| 分配金                                       | 6,154,515                            | 5,866,294                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 158,746,426                          | 103,984,843                          |

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                           |                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法         | 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。                                                                                                                             |
| ２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。                                                                                                                                               |
| ３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理<br>「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。<br>ファンドの特定期間<br>当ファンドは、原則として毎年１月２０日および７月２０日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成３０年 ７月２１日から平成３１年 １月２１日までとなっております。 |

## （貸借対照表に関する注記）

|           | 前期<br>[平成３０年 ７月２０日現在] | 当期<br>[平成３１年 １月２１日現在] |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| １． 期首元本額  | １,０４３,１６２,３２６円        | １,０１４,５０６,２７５円        |
| 期中追加設定元本額 | １８,３４４,７５８円           | １８,２２１,０９９円           |
| 期中一部解約元本額 | ４７,０００,８０９円           | ６８,１２４,３６７円           |
| ２． 受益権の総数 | １,０１４,５０６,２７５口        | ９６４,６０３,００７口          |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 前期<br>自 平成30年 1月23日<br>至 平成30年 7月20日                                                                                                                                     | 当期<br>自 平成30年 7月21日<br>至 平成31年 1月21日                                                                              |          |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--|--------------|---|----|---------------------------|---|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--|--------------|---|----------|---------------------------|---|----|
| 1.運用に係る権限を委託するための費用<br><br>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に年1万分の10の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。                                                        | 1.運用に係る権限を委託するための費用<br><br>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に年1万分の10の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 |          |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
| 2.分配金の計算過程<br><br>第57期<br>平成30年 1月23日<br>平成30年 3月20日                                                                                                                     | 2.分配金の計算過程<br><br>第60期<br>平成30年 7月21日<br>平成30年 9月20日                                                              |          |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
| <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table> | 項目                                                                                                                |          |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | —円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 | <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>878,092円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table> | 項目 |  |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | 878,092円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 項目                                                                                                                                                                       |                                                                                                                   |          |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                             | A                                                                                                                 | —円       |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                | B                                                                                                                 | —円       |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
| 項目                                                                                                                                                                       |                                                                                                                   |          |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                             | A                                                                                                                 | 878,092円 |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                | B                                                                                                                 | —円       |  |              |   |    |                           |   |    |                                                                                                                                                                                |    |  |  |              |   |          |                           |   |    |

| 前期<br>自 平成30年 1月23日<br>至 平成30年 7月20日 |              |                | 当期<br>自 平成30年 7月21日<br>至 平成31年 1月21日 |              |              |
|--------------------------------------|--------------|----------------|--------------------------------------|--------------|--------------|
| 収益調整金額                               | C            | 32,443,400円    | 収益調整金額                               | C            | 34,129,033円  |
| 分配準備積立金額                             | D            | 198,194,251円   | 分配準備積立金額                             | D            | 186,813,452円 |
| 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D    | 230,637,651円   | 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D    | 221,820,577円 |
| 当ファンドの期末残存口数                         | F            | 1,040,894,928口 | 当ファンドの期末残存口数                         | F            | 998,323,517口 |
| 1万口当たり収益分配対象額                        | G=E/F*10,000 | 2,215円         | 1万口当たり収益分配対象額                        | G=E/F*10,000 | 2,221円       |
| 1万口当たり分配金額                           | H            | 20円            | 1万口当たり分配金額                           | H            | 20円          |
| 収益分配金金額                              | I=F*H/10,000 | 2,081,789円     | 収益分配金金額                              | I=F*H/10,000 | 1,996,647円   |
| 第58期<br>平成30年 3月21日<br>平成30年 5月21日   |              |                | 第61期<br>平成30年 9月21日<br>平成30年11月20日   |              |              |
| 項目                                   |              |                | 項目                                   |              |              |
| 費用控除後の配当等収益額                         | A            | 2,576,908円     | 費用控除後の配当等収益額                         | A            | 492,195円     |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B            | —円             | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B            | —円           |
| 収益調整金額                               | C            | 32,735,343円    | 収益調整金額                               | C            | 34,356,836円  |
| 分配準備積立金額                             | D            | 191,667,033円   | 分配準備積立金額                             | D            | 179,317,526円 |
| 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D    | 226,979,284円   | 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D    | 214,166,557円 |
| 当ファンドの期末残存口数                         | F            | 1,021,857,191口 | 当ファンドの期末残存口数                         | F            | 970,220,739口 |
| 1万口当たり収益分配対象額                        | G=E/F*10,000 | 2,221円         | 1万口当たり収益分配対象額                        | G=E/F*10,000 | 2,207円       |
| 1万口当たり分配金額                           | H            | 20円            | 1万口当たり分配金額                           | H            | 20円          |
| 収益分配金金額                              | I=F*H/10,000 | 2,043,714円     | 収益分配金金額                              | I=F*H/10,000 | 1,940,441円   |
| 第59期<br>平成30年 5月22日<br>平成30年 7月20日   |              |                | 第62期<br>平成30年11月21日<br>平成31年 1月21日   |              |              |
| 項目                                   |              |                | 項目                                   |              |              |
| 費用控除後の配当等収益額                         | A            | 3,191,889円     | 費用控除後の配当等収益額                         | A            | 2,216,569円   |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B            | —円             | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B            | —円           |
| 収益調整金額                               | C            | 33,500,288円    | 収益調整金額                               | C            | 35,143,478円  |
| 分配準備積立金額                             | D            | 189,836,034円   | 分配準備積立金額                             | D            | 175,868,376円 |
| 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D    | 226,528,211円   | 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D    | 213,228,423円 |
| 当ファンドの期末残存口数                         | F            | 1,014,506,275口 | 当ファンドの期末残存口数                         | F            | 964,603,007口 |
| 1万口当たり収益分配対象額                        | G=E/F*10,000 | 2,232円         | 1万口当たり収益分配対象額                        | G=E/F*10,000 | 2,210円       |
| 1万口当たり分配金額                           | H            | 20円            | 1万口当たり分配金額                           | H            | 20円          |
| 収益分配金金額                              | I=F*H/10,000 | 2,029,012円     | 収益分配金金額                              | I=F*H/10,000 | 1,929,206円   |

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

| 区分                      | 前期<br>自 平成30年 1月23日<br>至 平成30年 7月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 当期<br>自 平成30年 7月21日<br>至 平成31年 1月21日 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1.金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 同左                                   |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | 同左                                   |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制        | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>                                                                                                         | 同左                                   |

## ２ 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                        | 前期<br>[ 平成30年 7月20日現在 ]                                                                                                                                                                                                         | 当期<br>[ 平成31年 1月21日現在 ]                                                             |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| １．貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 時価で計上しているためその差額はありません。                                                                                                                                                                                                          | 同左                                                                                  |
| ２．時価の算定方法                 | <p>（１）有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（２）デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>（３）上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>（１）有価証券</p> <p>同左</p> <p>（２）デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>（３）上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> |
| ３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                           | 同左                                                                                  |

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

| 種類   | 前期<br>[ 平成30年 7月20日現在 ]   | 当期<br>[ 平成31年 1月21日現在 ]   |
|------|---------------------------|---------------------------|
|      | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額<br>（円） | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額<br>（円） |
| 投資証券 | 2,950,930                 | 4,256,744                 |
| 合計   | 2,950,930                 | 4,256,744                 |

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

前期 [ 平成30年 7月20日現在 ]

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

| 区分        | 種類      | 契約額等（円）     | うち1年超 | 時価（円）       | 評価損益（円）   |
|-----------|---------|-------------|-------|-------------|-----------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引  |             |       |             |           |
|           | 買建      |             |       |             |           |
|           | アメリカドル  | 14,616,322  | —     | 14,615,900  | 422       |
|           | 売建      |             |       |             |           |
|           | アメリカドル  | 303,172,100 | —     | 309,182,500 | 6,010,400 |
|           | イギリスポンド | 96,351,480  | —     | 96,263,640  | 87,840    |
|           | ユーロ     | 173,743,314 | —     | 175,612,500 | 1,869,186 |
| 合計        |         | 587,883,216 | —     | 595,674,540 | 7,792,168 |

当期〔平成31年 1月21日現在〕

| 区分        | 種類      | 契約額等（円）     | うち1年超 | 時価（円）       | 評価損益（円）   |
|-----------|---------|-------------|-------|-------------|-----------|
|           |         |             |       |             |           |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引  |             |       |             |           |
|           | 買建      |             |       |             |           |
|           | イギリスポンド | 4,115,810   | —     | 4,086,100   | 29,710    |
|           | 売建      |             |       |             |           |
|           | アメリカドル  | 254,180,355 | —     | 256,441,350 | 2,260,995 |
|           | イギリスポンド | 86,256,279  | —     | 87,498,900  | 1,242,621 |
|           | ユーロ     | 154,955,149 | —     | 154,927,080 | 28,069    |
| 合計        |         | 499,507,593 | —     | 502,953,430 | 3,505,257 |

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

|           | 前期<br>〔平成30年 7月20日現在〕 | 当期<br>〔平成31年 1月21日現在〕 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.1565円               | 1.1078円               |

|              | 前期<br>[ 平成30年 7月20日現在 ] | 当期<br>[ 平成31年 1月21日現在 ] |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| (1万口当たり純資産額) | (11,565円)               | (11,078円)               |

## （４）【附属明細表】

## 第１ 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 通貨          | 種 類  | 銘 柄                          | 口数     | 評価額                           | 備考 |
|-------------|------|------------------------------|--------|-------------------------------|----|
| アメリカドル      | 投資証券 | ISHARES 1-3 YEAR TREASURY B0 | 1,736  | 145,025.44                    |    |
|             |      | ISHARES 3-7 YEAR TREASURY B0 | 1,213  | 146,675.96                    |    |
|             |      | ISHARES 7-10 YEAR TREASURY B | 1,413  | 146,146.59                    |    |
|             |      | ISHARES BROAD USD INVESTMENT | 5,257  | 280,566.09                    |    |
|             |      | ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR | 6,408  | 265,932.00                    |    |
|             |      | ISHARES GLOBAL UTILITIES ETF | 5,025  | 252,044.45                    |    |
|             |      | ISHARES JP MORGAN USD EMERGI | 2,513  | 268,187.36                    |    |
|             |      | ISHARES MSCI BRAZIL ETF      | 3,539  | 152,884.80                    |    |
|             |      | ISHARES MSCI EAFE ETF        | 11,162 | 692,936.96                    |    |
|             |      | ISHARES MSCI INDIA INDEX ETF | 18,900 | 155,358.00                    |    |
|             |      | ISHARES MSCI MEXICO ETF      | 3,230  | 145,576.10                    |    |
|             |      | ISHARES MSCI NORTH AMERICA   | 13,892 | 693,210.80                    |    |
|             |      | ISHARES MSCI SOUTH AFRICA ET | 2,590  | 141,906.10                    |    |
|             |      | ISHARES TIPS BOND ETF        | 9,262  | 1,016,411.88                  |    |
| アメリカドル合計    |      |                              | 86,140 | 4,502,862.53<br>(493,828,933) |    |
| イギリス<br>ポンド | 投資証券 | ISHARES CORE GBP CORP        | 1,526  | 213,029.60                    |    |
|             |      | ISHARES CORE UK GILTS        | 8,462  | 110,407.94                    |    |
|             |      | ISHARES DVL MKT PROPERTY YLD | 10,454 | 205,029.07                    |    |
|             |      | ISHARES GBP INDEX-LNK GILTS  | 42,793 | 744,512.61                    |    |
|             |      | ISHARES MSCI EAST EUROPE CPD | 6,346  | 118,511.55                    |    |
| イギリスポンド合計   |      |                              | 69,581 | 1,391,490.77<br>(196,200,198) |    |
| 香港ドル        | 投資証券 | ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX | 88,800 | 1,083,360.00                  |    |
| 香港ドル合計      |      |                              | 88,800 | 1,083,360.00<br>(15,145,372)  |    |
| ユーロ         | 投資証券 | ISH DIV COMDTY SWAP DE       | 40,888 | 740,399.90                    |    |
|             |      | ISHARES EUR GOVT 1-3YR       | 1,769  | 254,965.97                    |    |

|       |  |                             |        |                                  |  |
|-------|--|-----------------------------|--------|----------------------------------|--|
|       |  | ISHARES EURO CORP LARGE CAP | 1,800  | 239,760.00                       |  |
|       |  | ISHARES EURO GOVT 3-5Y      | 1,449  | 247,880.43                       |  |
|       |  | ISHARES EURO GOVT 7-10YR    | 1,170  | 247,782.60                       |  |
|       |  | ISHARES EURO INFL-LKD GOVT  | 4,187  | 863,819.97                       |  |
| ユーロ合計 |  |                             | 51,263 | 2,594,608.87<br>(323,651,510)    |  |
| 合計    |  |                             |        | 1,028,826,013<br>(1,028,826,013) |  |

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

| 種類      | 銘柄数       | 組入投資証券<br>時価比率 | 有価証券の<br>合計金額に<br>対する比率 |
|---------|-----------|----------------|-------------------------|
| アメリカドル  | 投資証券 14銘柄 | 100.00%        | 48.00%                  |
| イギリスポンド | 投資証券 5銘柄  | 100.00%        | 19.07%                  |
| 香港ドル    | 投資証券 1銘柄  | 100.00%        | 1.47%                   |
| ユーロ     | 投資証券 6銘柄  | 100.00%        | 31.46%                  |

#### 第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## ２【ファンドの現況】

### 【グローバルＥＴＦオープン】

#### 【純資産額計算書】

平成31年 1月31日現在

（単位：円）

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 資産総額            | 1,083,051,326 |
| 負債総額            | 4,067,912     |
| 純資産総額（ - ）      | 1,078,983,414 |
| 発行済口数           | 966,321,805口  |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 1.1166        |
| （10,000口当たり）    | （11,166）      |

#### 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### （１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### （２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### （３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### （４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記

録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第１【委託会社等の概況】

#### １【委託会社等の概況】

##### （１）資本金の額等

2019年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

##### （２）委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年 1月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類       | 本 数<br>(本) | 純資産総額<br>(百万円) |
|------------|------------|----------------|
| 追加型株式投資信託  | 896        | 12,440,420     |
| 追加型公社債投資信託 | 16         | 1,154,844      |
| 単位型株式投資信託  | 52         | 255,351        |
| 単位型公社債投資信託 | 1          | 5,938          |
| 合 計        | 965        | 13,856,554     |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### （１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### （２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度に係る中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

#### （１）【貸借対照表】

(単位：千円)

|        | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) |            | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |            |
|--------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| (資産の部) |                        |            |                        |            |
| 流動資産   |                        |            |                        |            |
| 現金及び預金 | 2                      | 69,212,680 | 2                      | 54,140,307 |
| 有価証券   |                        | 36,210     |                        | 19,967     |

|            |   |             |   |             |
|------------|---|-------------|---|-------------|
| 前払費用       |   | 337,699     |   | 362,886     |
| 未収入金       |   | 35,896      |   | 2,109       |
| 未収委託者報酬    |   | 10,076,022  |   | 9,770,529   |
| 未収収益       | 2 | 659,405     | 2 | 674,156     |
| 繰延税金資産     |   | 446,374     |   | 490,903     |
| 金銭の信託      | 2 | 30,000      | 2 | 30,000      |
| その他        |   | 113,754     |   | 224,645     |
| 流動資産合計     |   | 80,948,042  |   | 65,715,506  |
| 固定資産       |   |             |   |             |
| 有形固定資産     |   |             |   |             |
| 建物         | 1 | 806,798     | 1 | 760,010     |
| 器具備品       | 1 | 759,446     | 1 | 724,852     |
| 土地         |   | 1,356,000   |   | 1,356,000   |
| 有形固定資産合計   |   | 2,922,245   |   | 2,840,863   |
| 無形固定資産     |   |             |   |             |
| 電話加入権      |   | 15,822      |   | 15,822      |
| ソフトウェア     |   | 1,844,549   |   | 2,654,296   |
| ソフトウェア仮勘定  |   | 608,066     |   | 1,097,970   |
| その他        |   | 10          |   | -           |
| 無形固定資産合計   |   | 2,468,448   |   | 3,768,090   |
| 投資その他の資産   |   |             |   |             |
| 投資有価証券     |   | 24,327,081  |   | 26,361,327  |
| 関係会社株式     |   | 320,136     |   | 320,136     |
| 長期差入保証金    |   | 654,402     |   | 627,141     |
| 前払年金費用     |   | 463,105     |   | 434,700     |
| 繰延税金資産     |   | 711,230     |   | 747,085     |
| その他        |   | 50,235      |   | 45,230      |
| 貸倒引当金      |   | 23,600      |   | 23,600      |
| 投資その他の資産合計 |   | 26,502,592  |   | 28,512,021  |
| 固定資産合計     |   | 31,893,286  |   | 35,120,975  |
| 資産合計       |   | 112,841,328 |   | 100,836,481 |

(単位：千円)

|         | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) |           | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |           |
|---------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| (負債の部)  |                        |           |                        |           |
| 流動負債    |                        |           |                        |           |
| 預り金     |                        | 166,493   |                        | 359,176   |
| 未払金     |                        |           |                        |           |
| 未払収益分配金 |                        | 108,024   |                        | 174,333   |
| 未払償還金   |                        | 547,707   |                        | 456,159   |
| 未払手数料   | 2                      | 4,225,009 | 2                      | 3,905,670 |
| その他未払金  | 2                      | 2,355,815 | 2                      | 4,330,584 |
| 未払費用    | 2                      | 3,061,479 | 2                      | 4,388,803 |

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 未払消費税等    | 351,670    | 99,010     |
| 未払法人税等    | 756,668    | 736,829    |
| 賞与引当金     | 843,729    | 906,167    |
| 役員賞与引当金   | 100,680    | 125,343    |
| その他       | 711,633    | 842,194    |
| 流動負債合計    | 13,228,909 | 16,324,272 |
| 固定負債      |            |            |
| 退職給付引当金   | 590,154    | 720,536    |
| 役員退職慰労引当金 | 166,458    | 187,562    |
| 時効後支払損引当金 | 253,070    | 254,851    |
| 固定負債合計    | 1,009,684  | 1,162,951  |
| 負債合計      | 14,238,594 | 17,487,223 |
| (純資産の部)   |            |            |
| 株主資本      |            |            |
| 資本金       | 2,000,131  | 2,000,131  |
| 資本剰余金     |            |            |
| 資本準備金     | 3,572,096  | 3,572,096  |
| その他資本剰余金  | 41,160,616 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計   | 44,732,712 | 44,732,712 |
| 利益剰余金     |            |            |
| 利益準備金     | 342,589    | 342,589    |
| その他利益剰余金  |            |            |
| 別途積立金     | 6,998,000  | 6,998,000  |
| 繰越利益剰余金   | 43,034,713 | 27,790,911 |
| 利益剰余金合計   | 50,375,303 | 35,131,500 |
| 株主資本合計    | 97,108,147 | 81,864,344 |

(単位：千円)

|            | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|------------|------------------------|------------------------|
| 評価・換算差額等   |                        |                        |
| その他有価証券    | 1,494,586              | 1,484,913              |
| 評価差額金      |                        |                        |
| 評価・換算差額等合計 | 1,494,586              | 1,484,913              |
| 純資産合計      | 98,602,734             | 83,349,257             |
| 負債純資産合計    | 112,841,328            | 100,836,481            |

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第32期<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 第33期<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益        |                                       |                                       |
| 委託者報酬       | 81,709,776                            | 75,423,596                            |
| 投資顧問料       | 2,396,020                             | 2,723,458                             |
| その他営業収益     | 25,763                                | 48,215                                |
| 営業収益合計      | 84,131,560                            | 78,195,269                            |
| 営業費用        |                                       |                                       |
| 支払手数料       | 2 33,975,255                          | 2 30,906,879                          |
| 広告宣伝費       | 731,771                               | 730,784                               |
| 公告費         | 482                                   | 1,000                                 |
| 調査費         |                                       |                                       |
| 調査費         | 1,713,892                             | 1,723,057                             |
| 委託調査費       | 13,961,993                            | 13,467,029                            |
| 事務委託費       | 984,749                               | 864,916                               |
| 営業雑経費       |                                       |                                       |
| 通信費         | 158,915                               | 178,652                               |
| 印刷費         | 699,940                               | 467,973                               |
| 協会費         | 51,995                                | 50,251                                |
| 諸会費         | 9,887                                 | 15,328                                |
| 事務機器関連費     | 1,611,608                             | 1,635,079                             |
| その他営業雑経費    | 11,925                                | 23,250                                |
| 営業費用合計      | 53,912,419                            | 50,064,204                            |
| 一般管理費       |                                       |                                       |
| 給料          |                                       |                                       |
| 役員報酬        | 331,997                               | 349,359                               |
| 給料・手当       | 6,496,165                             | 6,421,837                             |
| 賞与引当金繰入     | 843,729                               | 906,167                               |
| 役員賞与引当金繰入   | 100,680                               | 125,343                               |
| 福利厚生費       | 1,196,210                             | 1,231,033                             |
| 交際費         | 14,843                                | 13,012                                |
| 旅費交通費       | 233,159                               | 192,192                               |
| 租税公課        | 422,030                               | 410,229                               |
| 不動産賃借料      | 706,571                               | 678,182                               |
| 退職給付費用      | 441,736                               | 423,171                               |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 48,393                                | 47,889                                |
| 固定資産減価償却費   | 1,030,040                             | 1,115,719                             |
| 諸経費         | 474,521                               | 450,299                               |
| 一般管理費合計     | 12,340,079                            | 12,364,437                            |
| 営業利益        | 17,879,061                            | 15,766,627                            |

(単位：千円)

|       | 第32期<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 第33期<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 |                                       |                                       |

|              |   |            |   |            |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 受取配当金        |   | 243,048    |   | 349,402    |
| 有価証券利息       |   | 0          |   | -          |
| 受取利息         | 2 | 4,601      | 2 | 483        |
| 投資有価証券償還益    |   | 260,190    |   | 81,580     |
| 収益分配金等時効完成分  |   | 278,148    |   | 91,672     |
| その他          |   | 4,383      |   | 9,989      |
| 営業外収益合計      |   | 790,372    |   | 533,128    |
| 営業外費用        |   |            |   |            |
| 投資有価証券償還損    |   | 11,552     |   | 30,114     |
| 時効後支払損引当金繰入  |   | -          |   | 43,182     |
| 事務過誤費        |   | 218        |   | 10,402     |
| その他          |   | 4,357      |   | 3,829      |
| 営業外費用合計      |   | 16,128     |   | 87,529     |
| 経常利益         |   | 18,653,304 |   | 16,212,226 |
| 特別利益         |   |            |   |            |
| 投資有価証券売却益    |   | 259,137    |   | 516,394    |
| ゴルフ会員権売却益    |   | -          |   | 7,495      |
| 特別利益合計       |   | 259,137    |   | 523,889    |
| 特別損失         |   |            |   |            |
| 投資有価証券売却損    |   | 42,248     |   | 105,903    |
| デリバティブ解約損    |   | 126,228    |   | -          |
| 投資有価証券評価損    |   | 157,482    |   | 102,096    |
| 固定資産除却損      | 1 | 13,540     | 1 | 54         |
| 減損損失         | 3 | 48,575     |   | -          |
| 特別損失合計       |   | 388,075    |   | 208,054    |
| 税引前当期純利益     |   | 18,524,367 |   | 16,528,061 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 5,658,953  | 2 | 5,252,224  |
| 法人税等調整額      |   | 103,169    |   | 76,092     |
| 法人税等合計       |   | 5,762,122  |   | 5,176,132  |
| 当期純利益        |   | 12,762,244 |   | 11,351,928 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

|        | 株主資本      |           |              |             |           |           |             |             |             |
|--------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
|        | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |           |             |             | 株主資本合計      |
|        |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |             |
|        |           |           |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |             |
| 当期首残高  | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 57,079,782  | 64,420,372  | 111,153,216 |
| 当期変動額  |           |           |              |             |           |           |             |             |             |
| 剰余金の配当 |           |           |              |             |           |           | 26,807,312  | 26,807,312  | 26,807,312  |
| 当期純利益  |           |           |              |             |           |           | 12,762,244  | 12,762,244  | 12,762,244  |

| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |           |           |            |            |         |           |            |            |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 当期変動額合計                     | —         | —         | —          | —          | —       | —         | 14,045,068 | 14,045,068 | 14,045,068 |
| 当期末残高                       | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 43,034,713 | 50,375,303 | 97,108,147 |

|                             | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計       |
|-----------------------------|----------------------|-------------|----------------|-------------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |             |
| 当期首残高                       | 1,446,576            | 6,546       | 1,453,123      | 112,606,339 |
| 当期変動額                       |                      |             |                |             |
| 剰余金の配当                      |                      |             |                | 26,807,312  |
| 当期純利益                       |                      |             |                | 12,762,244  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 48,009               | 6,546       | 41,462         | 41,462      |
| 当期変動額合計                     | 48,009               | 6,546       | 41,462         | 14,003,605  |
| 当期末残高                       | 1,494,586            | —           | 1,494,586      | 98,602,734  |

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |              |             |           |           |             |             |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 | 株主資本合計     |
|                             |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                       | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 43,034,713  | 50,375,303  | 97,108,147 |
| 当期変動額                       |           |           |              |             |           |           |             |             |            |
| 剰余金の配当                      |           |           |              |             |           |           | 26,595,731  | 26,595,731  | 26,595,731 |
| 当期純利益                       |           |           |              |             |           |           | 11,351,928  | 11,351,928  | 11,351,928 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |           |           |              |             |           |           |             |             |            |
| 当期変動額合計                     | —         | —         | —            | —           | —         | —         | 15,243,802  | 15,243,802  | 15,243,802 |
| 当期末残高                       | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 27,790,911  | 35,131,500  | 81,864,344 |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計      |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                       | 1,494,586            | 1,494,586      | 98,602,734 |
| 当期変動額                       |                      |                |            |
| 剰余金の配当                      |                      |                | 26,595,731 |
| 当期純利益                       |                      |                | 11,351,928 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 9,673                | 9,673          | 9,673      |
| 当期変動額合計                     | 9,673                | 9,673          | 15,253,476 |
| 当期末残高                       | 1,484,913            | 1,484,913      | 83,349,257 |

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |        |
|------|--------|
| 建物   | 5年～50年 |
| 器具備品 | 2年～20年 |

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### (2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### (貸借対照表関係)

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

|      | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物   | 539,649千円              | 604,123千円              |
| 器具備品 | 1,029,950千円            | 1,215,234千円            |

#### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|        | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 預金     | 47,798,472千円           | 41,809,118千円           |
| 未収収益   | 46,963千円               | 40,621千円               |
| 金銭の信託  | 30,000千円               | 30,000千円               |
| 未払手数料  | 1,993,055千円            | 1,577,059千円            |
| その他未払金 | 2,071,256千円            | 3,850,734千円            |

未払費用

456,748千円

430,491千円

## （損益計算書関係）

## 1. 固定資産除却損の内訳

|        | 第32期<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 第33期<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 建物     | 2,392千円                               | —                                     |
| 器具備品   | 7,791千円                               | 54千円                                  |
| ソフトウェア | 3,356千円                               | —                                     |
| 計      | 13,540千円                              | 54千円                                  |

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|              | 第32期<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 第33期<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 支払手数料        | 13,862,465千円                          | 11,380,244千円                          |
| 受取利息         | 4,375千円                               | 380千円                                 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,204,969千円                           | 3,851,536千円                           |

## 3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 場所          | 用途                   | 種類            | 減損損失     |
|-------------|----------------------|---------------|----------|
| 東京都千代田区（本社） | 自社利用ソフトウェア<br>（遊休資産） | ソフトウェア<br>仮勘定 | 48,575千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグループングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

## （株主資本等変動計算書関係）

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 211,581           | -                 | -                 | 211,581          |
| 合計    | 211,581           | -                 | -                 | 211,581          |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 26,807,312千円 |
| 1株当たり配当額 | 126,700円     |
| 基準日      | 平成28年3月31日   |
| 効力発生日    | 平成28年6月29日   |

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 26,595,731千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額 | 125,700円     |
| 基準日      | 平成29年3月31日   |
| 効力発生日    | 平成29年6月29日   |

### 第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 211,581           | -                 | -                 | 211,581          |
| 合計    | 211,581           | -                 | -                 | 211,581          |

#### 2. 配当に関する事項

##### (1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 26,595,731千円 |
| 1株当たり配当額 | 125,700円     |
| 基準日      | 平成29年3月31日   |
| 効力発生日    | 平成29年6月29日   |

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 11,363,380千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額 | 53,707円      |
| 基準日      | 平成30年3月31日   |
| 効力発生日    | 平成30年6月28日   |

#### (リース取引関係)

##### 借主側

##### オペレーティング・リース取引

##### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 678,116千円              | 678,116千円              |
| 1年超 | 2,030,029千円            | 1,351,912千円            |
| 合計  | 2,708,145千円            | 2,030,029千円            |

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

## 第32期(平成29年3月31日現在)

|             | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）      | 差額（千円） |
|-------------|------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 69,212,680       | 69,212,680  | -      |
| (2) 有価証券    | 36,210           | 36,210      | -      |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,076,022       | 10,076,022  | -      |
| (4) 投資有価証券  | 24,189,921       | 24,189,921  | -      |
| 資産計         | 103,514,834      | 103,514,834 | -      |
| (1) 未払手数料   | 4,225,009        | 4,225,009   | -      |
| 負債計         | 4,225,009        | 4,225,009   | -      |

## 第33期(平成30年3月31日現在)

|             | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 54,140,307       | 54,140,307 | -      |
| (2) 有価証券    | 19,967           | 19,967     | -      |
| (3) 未収委託者報酬 | 9,770,529        | 9,770,529  | -      |
| (4) 投資有価証券  | 26,224,167       | 26,224,167 | -      |
| 資産計         | 90,154,972       | 90,154,972 | -      |
| (1) 未払手数料   | 3,905,670        | 3,905,670  | -      |
| 負債計         | 3,905,670        | 3,905,670  | -      |

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

## (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分    | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 137,160                | 137,160                |

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 子会社株式  | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

|                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超   |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金            | 69,212,680 | -           | -            | -      |
| 未収委託者報酬           | 10,076,022 | -           | -            | -      |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |             |              |        |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |              |        |
| 投資信託              | 36,210     | 10,703,761  | 8,324,138    | 45,606 |
| 合計                | 79,324,912 | 10,703,761  | 8,324,138    | 45,606 |

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

|                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超   |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金            | 54,140,307 | -           | -            | -      |
| 未収委託者報酬           | 9,770,529  | -           | -            | -      |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |             |              |        |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |              |        |
| 投資信託              | 19,967     | 13,110,758  | 8,593,680    | 68,714 |
| 合計                | 63,930,804 | 13,110,758  | 8,593,680    | 68,714 |

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

#### 2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

|                              | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額(千円)    |
|------------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 株式  | -                | -            | -         |
|                              | 債券  | -                | -            | -         |
|                              | その他 | 17,778,798       | 15,302,336   | 2,476,461 |
|                              | 小計  | 17,778,798       | 15,302,336   | 2,476,461 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 株式  | -                | -            | -         |
|                              | 債券  | -                | -            | -         |
|                              | その他 | 6,447,333        | 6,769,569    | 322,236   |
|                              | 小計  | 6,447,333        | 6,769,569    | 322,236   |
| 合計                           |     | 24,226,131       | 22,071,906   | 2,154,225 |

## 第33期(平成30年3月31日現在)

|                          | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額(千円)    |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えるもの  | 株式  | -                | -            | -         |
|                          | 債券  | -                | -            | -         |
|                          | その他 | 18,599,111       | 16,040,884   | 2,558,227 |
|                          | 小計  | 18,599,111       | 16,040,884   | 2,558,227 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えないもの | 株式  | -                | -            | -         |
|                          | 債券  | -                | -            | -         |
|                          | その他 | 7,645,023        | 8,062,990    | 417,966   |
|                          | 小計  | 7,645,023        | 8,062,990    | 417,966   |
| 合計                       |     | 26,244,135       | 24,103,874   | 2,140,260 |

## 3.売却したその他有価証券

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| 種類  | 売却額(千円)   | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式  | 122,688   | 82,146      | 21,570      |
| 債券  | -         | -           | -           |
| その他 | 3,439,009 | 176,991     | 20,678      |
| 合計  | 3,561,698 | 259,137     | 42,248      |

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

| 種類  | 売却額(千円)   | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式  | -         | -           | -           |
| 債券  | -         | -           | -           |
| その他 | 8,169,769 | 516,394     | 105,903     |
| 合計  | 8,169,769 | 516,394     | 105,903     |

## 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|             | 第32期<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 第33期<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,997,931 千円                          | 3,649,089 千円                          |

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 勤務費用         | 199,166   | 184,120   |
| 利息費用         | 22,711    | 27,829    |
| 数理計算上の差異の発生額 | 40,934    | 56,895    |
| 退職給付の支払額     | 183,403   | 188,683   |
| 過去勤務費用の発生額   | 653,618   | -         |
| 退職給付債務の期末残高  | 3,649,089 | 3,729,252 |

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              | 第32期<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 第33期<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 年金資産の期首残高    | 2,678,827 千円                          | 2,698,738 千円                          |
| 期待運用収益       | 47,553                                | 48,080                                |
| 数理計算上の差異の発生額 | 7,066                                 | 47,759                                |
| 事業主からの拠出額    | 107,823                               | 102,564                               |
| 退職給付の支払額     | 142,532                               | 173,748                               |
| 年金資産の期末残高    | 2,698,738                             | 2,723,393                             |

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 3,471,120 千円           | 3,374,562 千円           |
| 年金資産                | 2,698,738              | 2,723,393              |
|                     | 772,381                | 651,168                |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 177,969                | 354,690                |
| 未積立退職給付債務           | 950,350                | 1,005,858              |
| 未認識数理計算上の差異         | 207,810                | 169,893                |
| 未認識過去勤務費用           | 615,490                | 550,128                |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 127,049                | 285,836                |
| 退職給付引当金             | 590,154                | 720,536                |
| 前払年金費用              | 463,105                | 434,700                |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 127,049                | 285,836                |

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 | 第32期<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 第33期<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 勤務費用            | 199,166 千円                            | 184,120 千円                            |
| 利息費用            | 22,711                                | 27,829                                |
| 期待運用収益          | 47,553                                | 48,080                                |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 54,327                                | 47,053                                |
| 過去勤務費用の費用処理額    | 38,127                                | 65,361                                |
| その他             | 28,533                                | 4,780                                 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 295,314                               | 281,066                               |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|     | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 債券  | 62.9 %                 | 62.2 %                 |
| 株式  | 33.3                   | 34.7                   |
| その他 | 3.7                    | 3.1                    |
| 合計  | 100                    | 100                    |

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

|           | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率       | 0.061～0.90%            | 0.069～0.67%            |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8%               | 1.5～1.8%               |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度146,421千円、当事業年度142,105千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) | 第33期<br>(平成30年3月31日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産        |                        |                        |
| 減損損失          | 455,165千円              | 445,379千円              |
| 投資有価証券評価損     | 242,551                | 223,512                |
| ゴルフ会員権評価損     | 295                    | -                      |
| 未払事業税         | 124,367                | 135,805                |
| 賞与引当金         | 260,374                | 277,468                |
| 役員賞与引当金       | 11,509                 | 12,235                 |
| 役員退職慰労引当金     | 50,969                 | 57,431                 |
| 退職給付引当金       | 180,726                | 220,628                |
| 減価償却超過額       | 19,277                 | 13,690                 |
| 委託者報酬         | 217,902                | 257,879                |
| 長期差入保証金       | 14,803                 | 23,262                 |
| 時効後支払損引当金     | 77,490                 | 78,035                 |
| 連結納税適用による時価評価 | 236,450                | 200,331                |
| その他           | 68,614                 | 82,168                 |
| 繰延税金資産 小計     | 1,960,499              | 2,027,829              |
| 評価性引当額        | -                      | -                      |
| 繰延税金資産 合計     | 1,960,499              | 2,027,829              |
| 繰延税金負債        |                        |                        |
| 前払年金費用        | 141,802                | 133,105                |

|               |           |           |
|---------------|-----------|-----------|
| 連結納税適用による時価評価 | 1,447     | 1,382     |
| その他有価証券評価差額金  | 659,638   | 655,348   |
| その他           | 3         | 4         |
| 繰延税金負債 合計     | 802,893   | 789,840   |
| 繰延税金資産の純額     | 1,157,605 | 1,237,989 |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第32期（平成29年3月31日現在）及び第33期（平成30年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

### [セグメント情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [関連情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### （１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### （２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （関連当事者情報）

### 1. 関連当事者との取引

#### （１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|------|----|------|
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|------|----|------|

|      |                      |         |                  |         |                     |                               |                   |                 |        |                 |
|------|----------------------|---------|------------------|---------|---------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社  | (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513<br>百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有<br>間接<br>100.0% | 連結納税<br>役員の兼任                 | 連結納税に伴う支払         | 4,204,969<br>千円 | その他未払金 | 2,071,256<br>千円 |
| 親会社  | 三菱UFJ信託銀行(株)         | 東京都千代田区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、銀行業 | 被所有<br>直接<br>51.0%  | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 5,983,874<br>千円 | 未払手数料  | 716,117<br>千円   |
|      |                      |         |                  |         |                     | 投資の助言<br>役員の兼任                | 投資助言料             | 662,992<br>千円   | 未払費用   | 352,297<br>千円   |
| 主要株主 | (株)三菱東京UFJ銀行         | 東京都千代田区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業     | 被所有<br>直接<br>15.0%  | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 7,878,591<br>千円 | 未払手数料  | 1,276,937<br>千円 |

## 第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称               | 所在地     | 資本金              | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係                     | 取引の内容             | 取引金額            | 科目     | 期末残高            |
|-----|----------------------|---------|------------------|---------|------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513<br>百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有<br>間接<br>100.0%    | 連結納税                          | 連結納税に伴う支払         | 3,851,587<br>千円 | その他未払金 | 3,850,734<br>千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行(株)         | 東京都千代田区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、銀行業 | 被所有<br>直接<br>51.0%     | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 5,528,131<br>千円 | 未払手数料  | 665,262<br>千円   |
|     |                      |         |                  |         |                        | 投資の助言<br>役員の兼任                | 投資助言料             | 664,152<br>千円   | 未払費用   | 348,142<br>千円   |

|                  |                |                 |                  |     |                    |                                               |                               |                 |       |               |
|------------------|----------------|-----------------|------------------|-----|--------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 主<br>要<br>株<br>主 | ㈱三菱東京<br>UFJ銀行 | 東京都<br>千代田<br>区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業 | 被所有<br>直接<br>15.0% | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 5,852,112<br>千円 | 未払手数料 | 921,796<br>千円 |
|------------------|----------------|-----------------|------------------|-----|--------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------|---------------|

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種<br>類                                              | 会社等の<br>名称                     | 所在地             | 資本金           | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                         | 取引金額            | 科目    | 期末残高          |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-----------|----------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同<br>一<br>の<br>親<br>会<br>社<br>を<br>持<br>つ<br>会<br>社 | 三菱UFJ<br>モルガン・<br>スタンレー<br>証券㈱ | 東京都<br>千代田<br>区 | 40,500<br>百万円 | 証券業       | なし                         | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 6,532,238<br>千円 | 未払手数料 | 933,908<br>千円 |

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

| 種<br>類 | 会社等の<br>名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|--------|------------|-----|-----|-----------|----------------------------|---------------|-------|------|----|------|
|--------|------------|-----|-----|-----------|----------------------------|---------------|-------|------|----|------|

|             |                                |                 |               |     |    |                                               |                               |                 |       |               |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-----|----|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ<br>モルガン・<br>スタンレー<br>証券㈱ | 東京都<br>千代田<br>区 | 40,500<br>百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 6,263,571<br>千円 | 未払手数料 | 907,290<br>千円 |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-----|----|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------|---------------|

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

|              | 第32期<br>（自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日） | 第33期<br>（自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日） |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| １株当たり純資産額    | 466,028.30円                           | 393,935.45円                           |
| １株当たり当期純利益金額 | 60,318.47円                            | 53,652.87円                            |

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                        | 第32期<br>（自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日） | 第33期<br>（自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日） |
|------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円）            | 12,762,244                            | 11,351,928                            |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）       | -                                     | -                                     |
| 普通株式に係る当期純利益金額<br>（千円） | 12,762,244                            | 11,351,928                            |
| 普通株式の期中平均株式数（株）        | 211,581                               | 211,581                               |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

第34期中間会計期間  
（平成30年9月30日現在）

（資産の部）

流動資産

|        |            |
|--------|------------|
| 現金及び預金 | 46,097,117 |
| 有価証券   | 3,465,878  |

|            |   |            |
|------------|---|------------|
| 前払費用       |   | 508,670    |
| 未収入金       |   | 114,195    |
| 未収委託者報酬    |   | 10,467,520 |
| 未収収益       |   | 631,208    |
| 金銭の信託      |   | 30,000     |
| その他        |   | 160,228    |
| 流動資産合計     |   | 61,474,819 |
| 固定資産       |   |            |
| 有形固定資産     |   |            |
| 建物         | 1 | 639,152    |
| 器具備品       | 1 | 656,022    |
| 土地         |   | 628,433    |
| 有形固定資産合計   |   | 1,923,608  |
| 無形固定資産     |   |            |
| 電話加入権      |   | 15,822     |
| ソフトウェア     |   | 2,634,028  |
| ソフトウェア仮勘定  |   | 1,536,952  |
| 無形固定資産合計   |   | 4,186,802  |
| 投資その他の資産   |   |            |
| 投資有価証券     |   | 21,198,707 |
| 関係会社株式     |   | 320,136    |
| 投資不動産      | 1 | 826,671    |
| 長期差入保証金    |   | 613,037    |
| 前払年金費用     |   | 424,967    |
| 繰延税金資産     |   | 1,265,831  |
| その他        |   | 45,230     |
| 貸倒引当金      |   | 23,600     |
| 投資その他の資産合計 |   | 24,670,982 |
| 固定資産合計     |   | 30,781,393 |
| 資産合計       |   | 92,256,213 |

(単位：千円)

第34期中間会計期間  
(平成30年9月30日現在)

|         |   |           |
|---------|---|-----------|
| (負債の部)  |   |           |
| 流動負債    |   |           |
| 預り金     |   | 224,194   |
| 未払金     |   |           |
| 未払収益分配金 |   | 155,174   |
| 未払償還金   |   | 454,125   |
| 未払手数料   |   | 4,195,495 |
| その他未払金  |   | 2,309,988 |
| 未払費用    |   | 3,556,319 |
| 未払消費税等  | 2 | 333,072   |
| 未払法人税等  |   | 723,164   |
| 賞与引当金   |   | 881,975   |

|           |            |
|-----------|------------|
| 役員賞与引当金   | 70,050     |
| その他       | 931,859    |
| 流動負債合計    | 13,835,420 |
| 固定負債      |            |
| 長期未払金     | 43,200     |
| 退職給付引当金   | 787,034    |
| 役員退職慰労引当金 | 118,643    |
| 時効後支払損引当金 | 250,090    |
| 固定負債合計    | 1,198,968  |
| 負債合計      | 15,034,389 |
| (純資産の部)   |            |
| 株主資本      |            |
| 資本金       | 2,000,131  |
| 資本剰余金     |            |
| 資本準備金     | 3,572,096  |
| その他資本剰余金  | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計   | 44,732,712 |
| 利益剰余金     |            |
| 利益準備金     | 342,589    |
| その他利益剰余金  |            |
| 別途積立金     | 6,998,000  |
| 繰越利益剰余金   | 21,681,136 |
| 利益剰余金合計   | 29,021,726 |
| 株主資本合計    | 75,754,570 |

(単位：千円)

| 第34期中間会計期間<br>(平成30年9月30日現在) |            |
|------------------------------|------------|
| 評価・換算差額等                     |            |
| その他有価証券                      | 1,467,253  |
| 評価差額金                        |            |
| 評価・換算差額等合計                   | 1,467,253  |
| 純資産合計                        | 77,221,823 |
| 負債純資産合計                      | 92,256,213 |

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 第34期中間会計期間<br>(自 平成30年4月1日<br>至 平成30年9月30日) |            |
|---------------------------------------------|------------|
| 営業収益                                        |            |
| 委託者報酬                                       | 36,137,201 |
| 投資顧問料                                       | 1,348,173  |
| その他営業収益                                     | 10,117     |
| 営業収益合計                                      | 37,495,493 |

|             |   |            |
|-------------|---|------------|
| 営業費用        |   |            |
| 支払手数料       |   | 14,727,452 |
| 広告宣伝費       |   | 341,268    |
| 公告費         |   | 250        |
| 調査費         |   |            |
| 調査費         |   | 894,565    |
| 委託調査費       |   | 6,331,927  |
| 事務委託費       |   | 477,661    |
| 営業雑経費       |   |            |
| 通信費         |   | 88,950     |
| 印刷費         |   | 221,937    |
| 協会費         |   | 24,807     |
| 諸会費         |   | 8,174      |
| 事務機器関連費     |   | 861,234    |
| 営業費用合計      |   | 23,978,229 |
| 一般管理費       |   |            |
| 給料          |   |            |
| 役員報酬        |   | 172,324    |
| 給料・手当       |   | 2,826,697  |
| 賞与引当金繰入     |   | 881,975    |
| 役員賞与引当金繰入   |   | 70,050     |
| 福利厚生費       |   | 614,206    |
| 交際費         |   | 6,039      |
| 旅費交通費       |   | 98,159     |
| 租税公課        |   | 208,364    |
| 不動産賃借料      |   | 330,556    |
| 退職給付費用      |   | 215,629    |
| 役員退職慰労引当金繰入 |   | 25,499     |
| 固定資産減価償却費   | 1 | 595,226    |
| 諸経費         |   | 232,738    |
| 一般管理費合計     |   | 6,277,466  |
| 営業利益        |   | 7,239,797  |

(単位：千円)

第34期中間会計期間

(自 平成30年4月1日

至 平成30年9月30日)

|             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 営業外収益       |   |         |
| 受取配当金       |   | 135,921 |
| 受取利息        |   | 205     |
| 投資有価証券償還益   |   | 8,893   |
| 収益分配金等時効完成分 |   | 39,613  |
| 受取賃貸料       |   | 5,484   |
| その他         |   | 10,239  |
| 営業外収益合計     |   | 200,357 |
| 営業外費用       |   |         |
| 投資有価証券償還損   |   | 16,309  |
| 賃貸関連費用      | 1 | 25,983  |

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他          | 528       |
| 営業外費用合計      | 42,820    |
| 経常利益         | 7,397,334 |
| 特別利益         |           |
| 投資有価証券売却益    | 420,066   |
| 特別利益合計       | 420,066   |
| 特別損失         |           |
| 投資有価証券売却損    | 80,356    |
| 投資有価証券評価損    | 62,310    |
| 固定資産除却損      | 3,345     |
| 商標使用料        | 90,000    |
| 特別損失合計       | 236,012   |
| 税引前中間純利益     | 7,581,388 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,347,830 |
| 法人税等調整額      | 20,048    |
| 法人税等合計       | 2,327,781 |
| 中間純利益        | 5,253,606 |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

|                                       | 株主資本      |           |              |             |           |           |             |             |            |
|---------------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                                       | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |           |             |             | 株主資本合計     |
|                                       |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                                       |           |           |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                                 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 27,790,911  | 35,131,500  | 81,864,344 |
| 当中間期変動額                               |           |           |              |             |           |           |             |             |            |
| 剰余金の配当                                |           |           |              |             |           |           | 11,363,380  | 11,363,380  | 11,363,380 |
| 中間純利益                                 |           |           |              |             |           |           | 5,253,606   | 5,253,606   | 5,253,606  |
| 株主資本以外の<br>項目の当中<br>間 期 変 動 額<br>(純額) |           |           |              |             |           |           |             |             |            |
| 当中間期変動額<br>合計                         | —         | —         | —            | —           | —         | —         | 6,109,774   | 6,109,774   | 6,109,774  |
| 当中間期末残高                               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 21,681,136  | 29,021,726  | 75,754,570 |

|                       | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|-----------------------|--------------|------------|------------|
|                       | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高                 | 1,484,913    | 1,484,913  | 83,349,257 |
| 当中間期変動額               |              |            |            |
| 剰余金の配当                |              |            | 11,363,380 |
| 中間純利益                 |              |            | 5,253,606  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 17,659       | 17,659     | 17,659     |
| 当中間期変動額合計             | 17,659       | 17,659     | 6,127,434  |
| 当中間期末残高               | 1,467,253    | 1,467,253  | 77,221,823 |

**【重要な会計方針】**

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に

備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

##### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### [表示方法の変更]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

### [注記事項]

（中間貸借対照表関係）

#### 1 減価償却累計額

|       | 第34期中間会計期間<br>(平成30年9月30日現在) |
|-------|------------------------------|
| 建物    | 524,318千円                    |
| 器具備品  | 1,274,989千円                  |
| 投資不動産 | 133,640千円                    |

#### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

#### 1 減価償却実施額

|        | 第34期中間会計期間<br>(自 平成30年4月1日<br>至 平成30年9月30日) |
|--------|---------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 111,368千円                                   |
| 無形固定資産 | 483,858千円                                   |
| 投資不動産  | 724千円                                       |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当中間会計期間<br>増加株式数 (株) | 当中間会計期間<br>減少株式数 (株) | 当中間会計期間末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                    |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 211,581            | -                    | -                    | 211,581             |

|    |         |   |   |         |
|----|---------|---|---|---------|
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |
|----|---------|---|---|---------|

## 2. 配当に関する事項

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 11,363,380千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額 | 53,707円      |
| 基準日      | 平成30年3月31日   |
| 効力発生日    | 平成30年6月28日   |

### （リース取引関係）

第34期中間会計期間(平成30年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |             |
|-----|-------------|
| 1年内 | 677,036千円   |
| 1年超 | 1,013,934千円 |
| 合 計 | 1,690,971千円 |

### （金融商品関係）

第34期中間会計期間(平成30年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

|             | 中間貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|-------------|--------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 46,097,117         | 46,097,117 | -      |
| (2) 有価証券    | 3,465,878          | 3,465,878  | -      |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,467,520         | 10,467,520 | -      |
| (4) 投資有価証券  | 21,061,547         | 21,061,547 | -      |
| 資産計         | 81,092,063         | 81,092,063 | -      |
| (1) 未払手数料   | 4,195,495          | 4,195,495  | -      |
| 負債計         | 4,195,495          | 4,195,495  | -      |

### （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

#### 負 債

##### (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## （注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## （有価証券関係）

第34期中間会計期間（平成30年9月30日現在）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

|                                | 種類  | 中間貸借対照表<br>計上額（千円） | 取得原価<br>（千円） | 差額（千円）    |
|--------------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表計<br>上額が取得原価を<br>超えるもの  | 株式  | -                  | -            | -         |
|                                | 債券  | -                  | -            | -         |
|                                | その他 | 17,134,450         | 14,614,710   | 2,519,740 |
|                                | 小 計 | 17,134,450         | 14,614,710   | 2,519,740 |
| 中間貸借対照表計<br>上額が取得原価を<br>超えないもの | 株式  | -                  | -            | -         |
|                                | 債券  | -                  | -            | -         |
|                                | その他 | 7,392,975          | 7,797,908    | 404,933   |
|                                | 小 計 | 7,392,975          | 7,797,908    | 404,933   |
| 合 計                            |     | 24,527,425         | 22,412,618   | 2,114,807 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## （１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## （２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                      | 第34期中間会計期間<br>(平成30年9月30日現在) |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 1株当たり純資産額                            | 364,975.22円                  |
| (算定上の基礎)                             |                              |
| 純資産の部の合計額(千円)                        | 77,221,823                   |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)                 | 77,221,823                   |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた<br>中間期末の普通株式の数(株) | 211,581                      |

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 第34期中間会計期間<br>(自平成30年4月1日<br>至平成30年9月30日) |
|--------------------|-------------------------------------------|
| 1株当たり中間純利益金額       | 24,830.23円                                |
| (算定上の基礎)           |                                           |
| 中間純利益金額(千円)        | 5,253,606                                 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)   | -                                         |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 5,253,606                                 |
| 普通株式の期中平均株式数(株)    | 211,581                                   |

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業

者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### （1）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2018年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### （2）販売会社

| 名称                    | 資本金の額<br>(2018年9月末現在) | 事業の内容                         |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行           | 1,711,958 百万円         | 銀行業務を営んでいます。                  |
| 株式会社三井住友銀行            | 1,770,996 百万円         | 銀行業務を営んでいます。                  |
| 株式会社ジャパンネット銀行         | 37,250 百万円            | 銀行業務を営んでいます。                  |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社         | 324,279 百万円           | 銀行業務および信託業務を営んでいます。           |
| カブドットコム証券株式会社         | 7,196 百万円             | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社ＳＢＩ証券             | 48,323 百万円            | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社              | 7,495 百万円             | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社          | 10,000 百万円            | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円            | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

## ( 3 ) 再委託先

名称：ブラックロック・ジャパン株式会社

資本金の額：3,120百万円（2018年6月末現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める投資運用業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## ( 1 ) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

## ( 2 ) 販売会社

ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

## ( 3 ) 再委託先

円建短期金融資産の運用を除く、ファンドの運用指図等を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年1月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日       | 提出書類    |
|-------------|---------|
| 2018年 7月31日 | 臨時報告書   |
| 2018年 9月28日 | 臨時報告書   |
| 2018年10月19日 | 有価証券届出書 |
| 2018年10月19日 | 有価証券報告書 |
| 2018年11月30日 | 臨時報告書   |

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年 2月27日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社  
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルETFオープンの平成30年7月21日から平成31年1月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルETFオープンの平成31年1月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月3日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

青

木

裕

晃

印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊

藤

鉄

也

印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。